

フコクしんらい生命保険株式会社

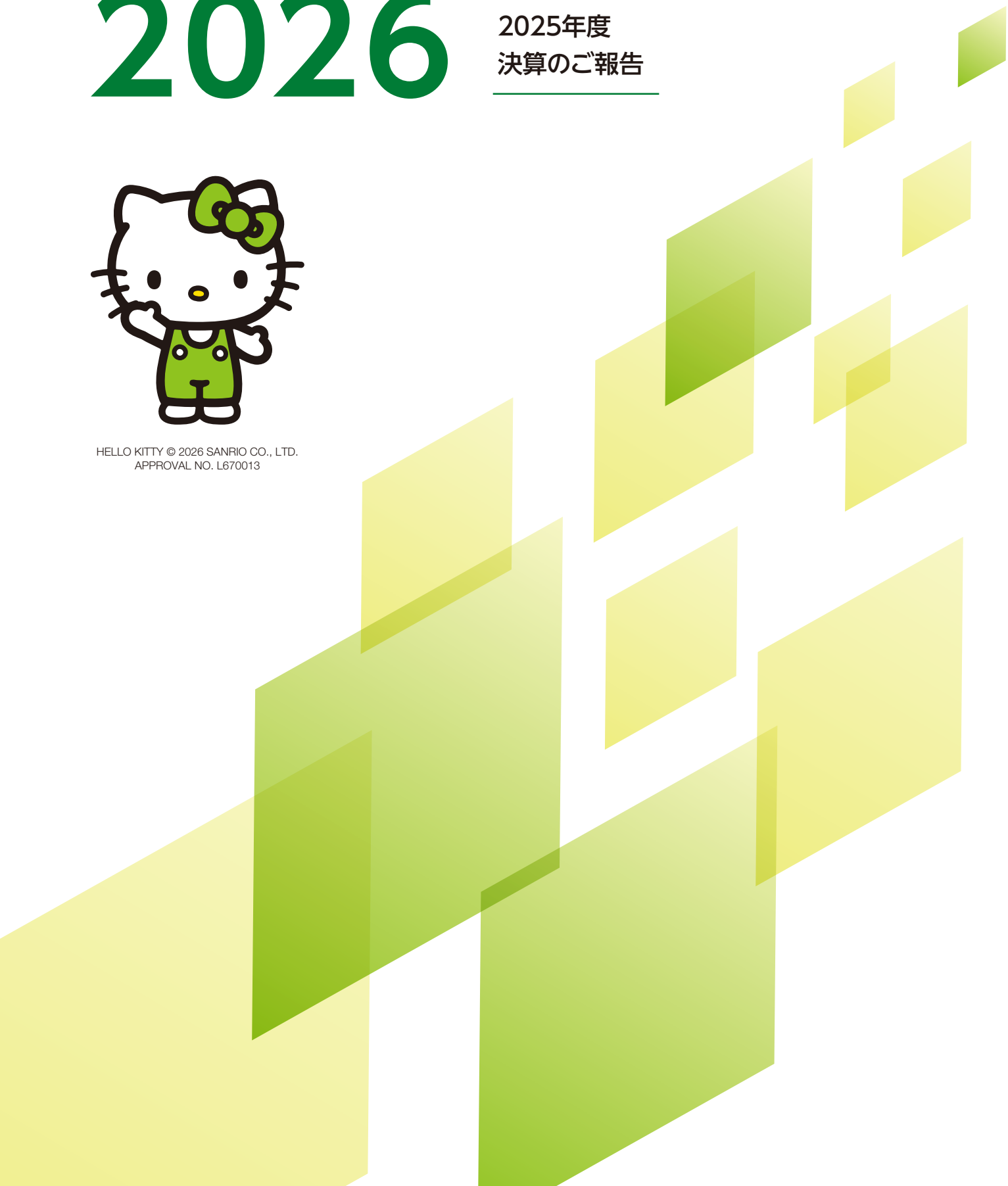
フコクしんらいレポート

2026

2025年度
決算のご報告



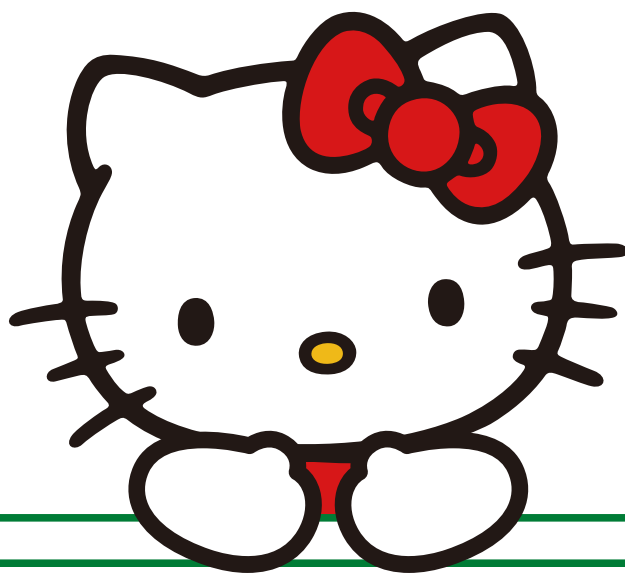
HELLO KITTY © 2026 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L670013



「フコクしんらい」の 「しんらい」って、なんだろう。

商品やサービスを通して、
本当に「しんらい」されるパートナーになりたい。
「しんらい」を社名に持つ生命保険会社として、
「しんらい」を考え、深めて、歩み続けていきます。

「しんらい」を、
社名に込めた会社として。



「フコクしんらい生命」はフコク生命グループの一員です。

CONTENTS

ごあいさつ	1
フコクしんらい生命のあゆみ	2
企業理念体系	3
決算の概要	5
「お客さま基点」の業務運営	9
持続可能な開発目標(SDGs)への 貢献について	12
CSRの取組み	14
トピックス	17
資料編	20
I 会社の概況および組織	21
II 保険会社の運営	25
III 直近事業年度における事業の概況	35
IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	47
V 財産の状況	48
VI 業務の状況を示す指標等	62
VII 特別勘定に関する指標等	82
VIII 保険会社およびその子会社等の状況	82
生命保険協会統一開示基準項目一覧	83



お客さまをはじめ皆さま方には、日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

代表取締役社長の森下でございます。

2025年度のわが国経済は、米国の通商政策の影響で自動車産業など一部業種に収益の弱さが見られたものの、雇用・所得環境の改善により個人消費や設備投資が持ち直し、全体として緩やかな回復基調となりました。

しかし、生命保険会社を取り巻く環境は、人口減少をとともう少子高齢化、情報技術の進展や社会のデジタル化に加え、米国の経済財政政策をはじめとする地政学リスクの高まり、また、日銀による政策金利の利上げなど、大きな変化の中で不確実性は増す一方にあります。

こうした経営環境のもと、当社はお客さまに安心をお届けする生命保険会社としての使命をより一層強く感じるとともに、安定的な事業運営、そして、お客さまからの多様なニーズにお応えする取組みを着実に実施してまいります。

商品においては、お客さまの資産形成ニーズにお応えするため、「3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険」を生命保険窓販商品として、2025年4月に販売再開しました。この商品は、職業の告知のみでお申込みいただくことができ、ご加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけるため、計画的な資産形成に適しています。また、2026年4月には、これまで健康状態を理由に生命保険への加入を諦めていた方でも、ご加入いただきやすくなる「引受基準緩和特則」の取り扱いを開始しました。

お客さまサービスにおいては、「お客さまの声」を経営に活かす取組みの中で、新たにご契約者の改姓・改名のお手続きなど、Web上で完結できる手続きの拡充を進めています。

SDGsと地域社会への貢献を目的とした活動の一環としては、保険販売を通じた共同寄付の取組みを実施しています。今後も賛同いただける信用金庫との輪を拡げながら継続してまいります。

引き続き、お客さまの価値観やライフスタイルの変化に応じた商品やサービスを取りそろえ、お客さま一人ひとりに合わせた柔軟な人生設計を、同じ志を持ったパートナーである代理店とともにお手伝いいたします。

今後もフコク生命グループ共通の価値観である「お客さま基点」のもと、お客さまに寄り添った業務運営を推進し、経営品質の向上を図るとともに、当社の企業理念である「一翼をになう存在をめざして」をお客さまの信頼のもとに努めてまいります。

本年も変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社

代表取締役社長 **森下 俊彦**

フコクしんらい生命のあゆみ

2008年2月、「共栄火災しんらい生命保険株式会社」を前身に、フコク生命グループにおける、代理店をと
おした保険販売を担う会社として当社「フコクしんらい生命保険株式会社」は誕生しました。

以降、企業理念に「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、お客さまに寄り添いながらあゆみ続けています。

●会社 ◆商品 ★取組み

- | | | |
|-------|---|---|
| 1996 | ● | ● 共栄火災しんらい生命保険株式会社として設立 |
| <hr/> | | |
| 2008 | ● | ● フコクしんらい生命保険株式会社として東京都港区白金台にて営業開始
◆ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険を発売
◆ がん保障定期保険特約を発売 |
| <hr/> | | |
| 2011 | ● | ● 2010年度末の総資産が1兆円を突破
◆ 解約返戻金抑制型医療保険を発売 |
| <hr/> | | |
| 2012 | ● | ● 本社を東京都新宿区西新宿へ移転 |
| <hr/> | | |
| 2017 | ● | ★『「お客さま基点」の業務運営方針』を公表 |
| <hr/> | | |
| 2018 | ● | ◆ 介護保障定期保険特約を発売
◆ 利率更改型一時払終身保険を発売 |
| <hr/> | | |
| 2019 | ● | ★「人生100年時代共創プロジェクト」～認知症にやさしい地域社会づくりの一翼を担う～
のスタート
◆ 軽度介護保障特約を発売 |
| <hr/> | | |
| 2021 | ● | ★信用金庫との保険販売を通じた共同寄付の取組みを開始
◆ 解約返戻金抑制型医療保険を改定 |
| <hr/> | | |
| 2023 | ● | ● フコクしんらい生命開業15周年 |
| <hr/> | | |
| 2024 | ● | ◆ 利率固定型一時払終身保険を発売 |

企業理念体系

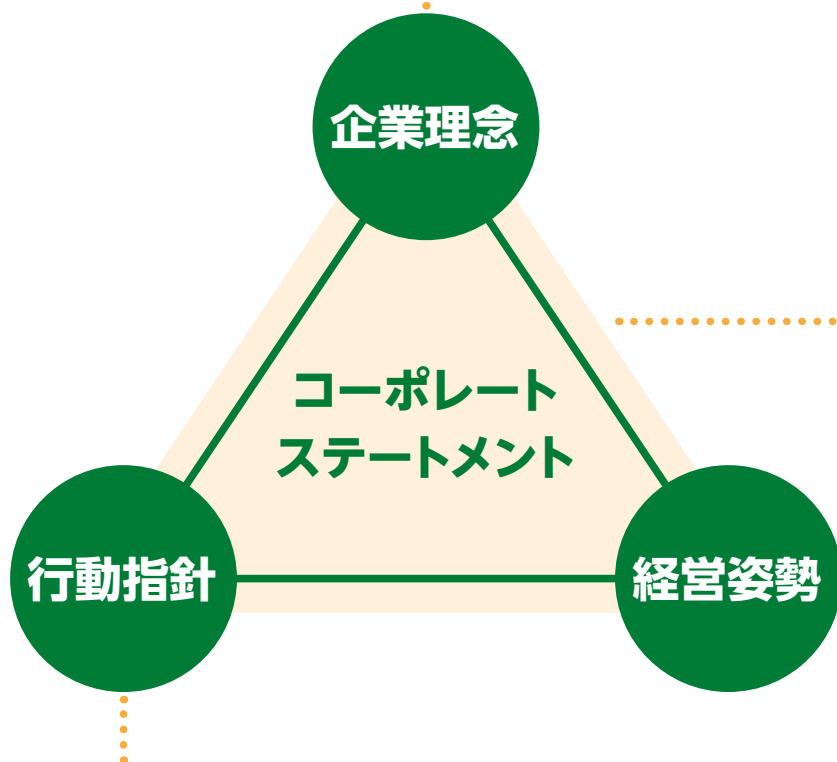
企業理念

当社は「会社の存在理由」に以下の理念を掲げます。

「一翼をになう存在をめざして」

お客さまとの長いおつきあいがあればこそ提供できる保険商品やサービスの開発を通して、お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在をめざします。

- お客さまの生活の一翼をになう存在として
- パートナーの一翼をになう存在として
- フコク生命グループの一翼をになう存在として
- 職員の人生の一翼をになう存在として
- 社会の一翼をになう存在として



行動指針

企業理念、経営姿勢に呼応して、職員一人ひとりが日常業務に取り組むべき姿勢を示し、あらゆる業務活動を行う際の指針としています。

- 前むきに考え、挑戦する
- 夢と創造性を大切にする
- たえず自分を高め、かけがえのない一員となる
- わかりやすく、親身に、迅速に
- 広く社会に目を向ける

コーポレートステートメント

smart life partner



企業理念のエッセンスを端的な言葉で表したものがコーポレートステートメントです。

「ライフパートナー」という言葉には、お客さまと長く良好な関係を築いていきたいとの想いを込めています。また、「スマート」では、お客さまと長く良好な関係を築くために、お客さまのニーズを的確に察知し、機敏に行動に移すという価値を付加するとの私たちの強い意志を表現しています。さらには、お客さまの人生をスマートライフにするという意志と知恵を持った価値あるパートナーになりたいとの想いも込めており、これらを着実に実現していくことで、私たちは企業理念を体現し続けます。

経営姿勢

当社は企業理念を実現するために、「Smart Insurance Company」をキーワードに、以下の5つの経営姿勢で臨みます。

Smart Insurance Company をめざす経営

- スマートな商品と良いフットワークが身上の企業ブランドを実現する
- お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制で
パートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- 優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- 会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創出する
- 最大たらんよりは最優たれをモットーに、凛とした経営を実現する

企業理念の実現に向けて～パートナー(代理店※)とともに～

企業理念の実現に向け、当社は、お客さまとの長いおつきあいの中で必要とされる保険商品やサービスを先がけて開発・提供するメーカーでなければならないと考えています。そのためには、お客さま一人ひとりの人生を、当社にとって大切なパートナーである代理店の皆さまとともにみ

つめ続けていくことが重要となります。

こうした考えのもと、当社は、商品ラインアップの充実に加え、代理店・募集人への研修機会の提供に努めてきました。

これからも、代理店の皆さまとともにお客さまと歩み、“一翼をになう存在”をめざします。

※当社代理店には金融機関代理店と一般代理店があります(2026年3月末現在1,098店)。

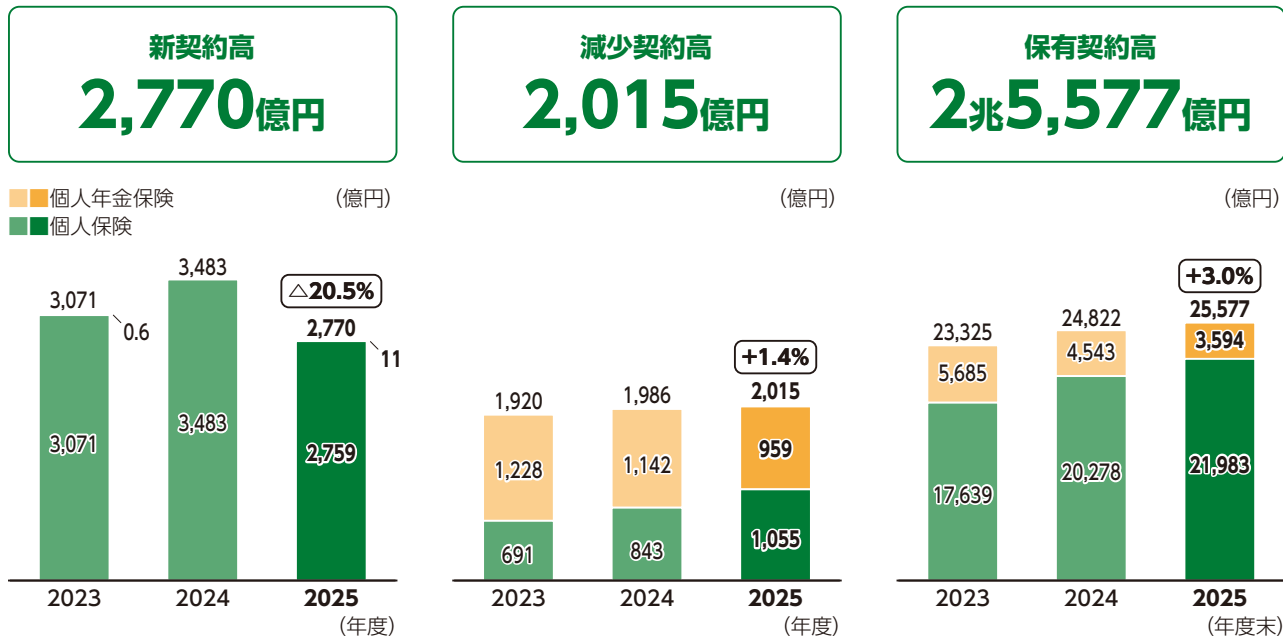
金融機関代理店………全国の信用金庫を中心に委託しています。

一般代理店………全国の共栄火災や富国生命の代理店を中心に委託しています。

決算の概要(2025年度業績、健全性)

保険金額ベースの指標(個人保険+個人年金保険)

新契約高は前年度比20.5%減の2,770億円となりました。また、新契約高が減少契約高を上回っているため、保有契約高は増加しています。



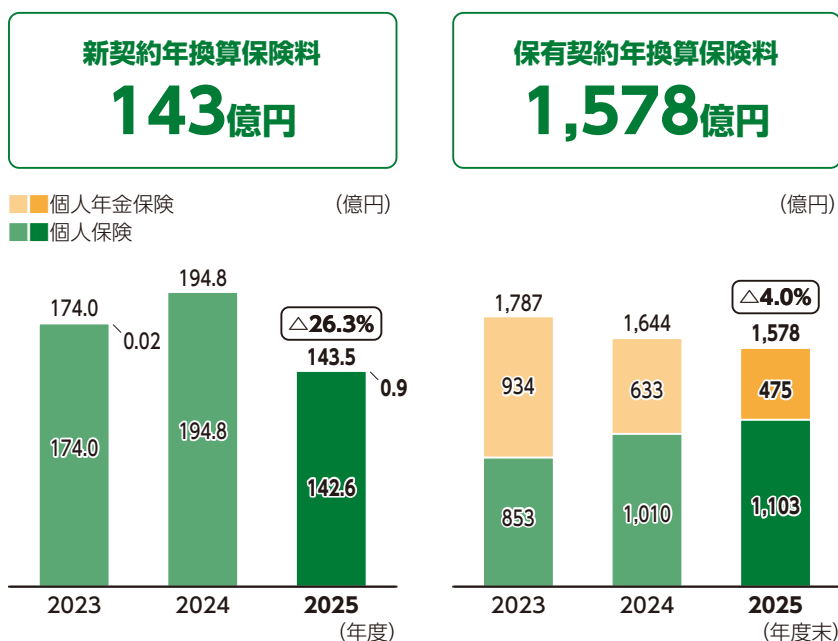
新契約高とは、新たにご契約いただいた保障金額の合計額です。

減少契約高とは、満期、死亡、解約、失効、減額などにより減少した契約の保障金額の合計額です。

保有契約高とは、個々のお客さまに対して保障する金額の合計額です。

なお、団体保険との合算では、2兆6,855億円となりました。

保険料ベースの指標(個人保険+個人年金保険)



年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約は、保険料を保険期間で除した金額)。

基礎利益

122億円

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつであり、一般事業会社の営業利益に近いものです。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金などを支払うことや、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

格付け

日本格付研究所(JCR)
(保険金支払能力格付)

AA

債務履行の確実性は
非常に高い

生命保険会社の格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険金や年金などが契約どおりに支払われる確実性(保険金支払能力)の程度を評価したものです。

- 記載の格付けは、2026年6月末現在のものです。
- 記載の格付けは、当社が日本格付研究所(JCR)に依頼して取得したものです。
- 格付けはあくまでも格付会社の意見であり、保険金の支払などについて保証を行うものではありません。また、格付会社が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

決算の概要(貸借対照表)

貸借対照表の要旨

(単位: 億円)

資産	2024年度末	2025年度末	負債及び純資産	2024年度末	2025年度末
現金及び預貯金	451	569	保険契約準備金	18,506	18,927
有価証券 ①	18,814	19,093	うち責任準備金 ③	18,451	18,870
公社債	18,555	18,718	代理店借	6	3
株式	0	—	再保険借	0	0
外国証券	19	19	その他負債	54	42
その他の証券	238	355	退職給付引当金	0	0
貸付金 ②	32	31	価格変動準備金 ④	171	190
有形固定資産	2	2	負債の部合計	18,739	19,164
無形固定資産	22	22	資本金 ⑤	354	354
代理店貸	0	0	資本剰余金	254	254
再保険貸	0	0	資本準備金 ⑤	254	254
その他資産	65	67	利益剰余金	136	156
繰延税金資産	76	97	株主資本合計	746	766
貸倒引当金	△ 0	△ 0	その他有価証券評価差額金	△ 20	△ 45
			評価・換算差額等合計	△ 20	△ 45
			純資産の部合計	726	721
資産の部合計	19,465	19,885	負債及び純資産の部合計	19,465	19,885

①有価証券

当社は、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、円貨建公社債への投資を軸とした資産運用を行っています。

②貸付金

貸付金には、「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には、「保険契約者貸付」と「保険料振替貸付」の2種類があります。一方、「一般貸付」とは、「保険約款貸付」以外の貸付で、内外企業に対する貸付や、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

なお、当社の2025年度末における貸付金はすべて保険約款貸付です。

③責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、法令により積み立てが義務付けられています。

責任準備金の積立方式にはさまざまな方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立てを行っています。

④価格変動準備金

価格変動準備金とは、有価証券などの資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に保険業法にもとづいて積み立てるものです。

⑤資本金および資本準備金

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭の出資額をいいます。なお、株主の出資額のうち、会社の資本金としたものは資本金、資本金としなかったものは資本準備金として、それぞれ貸借対照表上に表示されます。保険業法第6条の規定により、保険業を営む株式会社については、資本金の額が10億円以上とされています。

決算の概要(損益計算書)

損益計算書の要旨

(単位：億円)

	2024年度	2025年度
経常収益	3,111	2,354
保険料等収入 ①	2,849	2,056
資産運用収益 ②	249	291
利息及び配当金等収入	247	285
有価証券売却益	2	5
その他経常収益	12	7
経常費用	3,042	2,299
保険金等支払金 ①	1,642	1,648
うち保険金	164	185
うち年金	1,062	878
うち給付金	33	26
うち解約返戻金	378	555
責任準備金等繰入額	1,177	421
資産運用費用 ②	30	54
うち有価証券売却損	29	54
事業費 ③	148	138
その他経常費用	42	36
経常利益 ④	69	55
特別損失	44	19
うち価格変動準備金繰入額	44	19
契約者配当準備金繰入額	1	1
税引前当期純利益	23	34
法人税及び住民税	21	19
法人税等調整額	△ 17	△ 11
法人税等合計	4	8
当期純利益 ④	18	25

①保険料等収入および保険金等支払金

保険料等収入とは、ご契約者からお払い込みいただいた保険料や再保険収入の合計額です。

保険金等支払金とは、保険金・年金・給付金・解約返戻金など保険契約上の支払いの合計額です。

②資産運用収益および資産運用費用

資産運用収益とは、資産運用による収益で、利息や配当金、有価証券売却益などが含まれます。

資産運用費用とは、資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

③事業費

事業費とは、生命保険会社が事業を遂行していくための経費で、新契約の募集や保有契約の維持保全などに必要な経費を計上します。

④経常利益および当期純利益

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額のことをいいます。

当期純利益とは、経常利益に特別利益を加え、価格変動準備金繰入額などの特別損失および契約者配当準備金繰入額を控除した税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額のことをいいます。

「お客さま基点」の業務運営

「お客さま基点」の業務運営方針と主な取組状況

『フコク生命グループ：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコク生命グループは、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していく「お客さま基点」を価値観とし、あらゆる企業活動の原点としてまいります。

この「お客さま基点」という価値観のもと、お客さま・従業員・地域・社会とともに共通の価値を創り出せるよう、お客さま本位の業務運営を遂行してまいります。

『フコクしんらい生命：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコクしんらい生命は、フコク生命グループにおける、代理店を通じた保険商品の提供を行う専門会社として設立されました。企業理念として「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、保険商品・サービスの提供を通じて、お客さまの、ひいては社会全体の一翼を担う存在となることを目指しております。

フコクしんらい生命は、保険とは人が幸福で安心な人生を実現するための手段であり、人生のあらゆるステージに合わせて最善の保険商品をご選択いただく必要があると考えております。そのために、「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さまと長く良好な関係を築くことで、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在であるsmart life partner (スマート ライフ パートナー) ※となるべく努めております。

フコクしんらい生命は、「お客さま基点」にもとづいたお客さま本位の業務運営を行い、smart life partnerとしてお客さまに幸福で安心な人生をお届けすべく、ここに『「お客さま基点」の業務運営方針』を定めます。

※当社では、企業理念を体現した姿を「smart life partner (スマート ライフ パートナー)」としております。

1 「お客さま基点」にもとづく行動の実践

あらゆる業務運営において「お客さま基点」にもとづいた行動を取ることで、smart life partnerとして、お客さまのニーズを的確に捉え、機敏に行動し、お客さまの最善の利益を実現するよう努めてまいります。

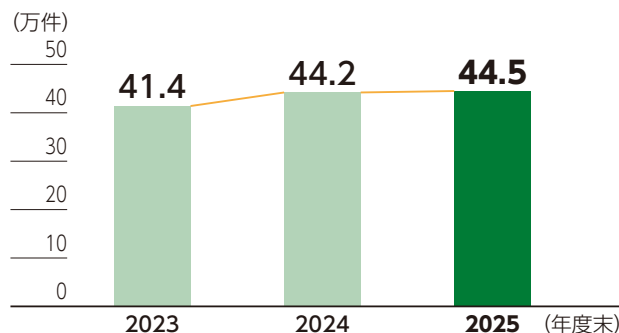
(主な取組状況)

●「お客さまの声」にもとづく業務改善の実施

当社では、「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場にたった業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。当社や代理店などに寄せられた「お客さまの声」は、貴重な財産と認識し、業務改善に活かしています。

【KPI】お客さま数

お客さま数（個人保険・個人年金保険）は2024年度末比100.6%の44.5万件となりました。



2 お客さまのニーズに対応した最適な保険商品・サービスの提供

多様化するお客さまのニーズに対応した保険商品・サービスの開発に努めてまいります。また、その提供に際しては、お客さまの属性・ご意向等を把握し、個々のお客さまに最適な保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

(主な取組状況)

●お客さまのニーズにお応えする保険商品の開発

「お客さまの声」や市場調査、代理店を通したご意見を通じてニーズを把握・分析し、多様な保険商品・サービスを開発・提供しています。

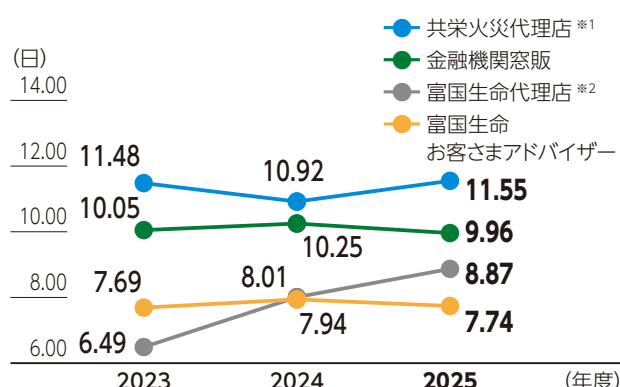
貯蓄性商品や保障性商品など豊富なラインアップを揃え、代理店を通じてお客さま一人ひとりに安心をお届けします。

【KPI】新契約成立にかかる平均日数

金融機関窓販においては、ペーパーレスシステムの導入が進んだことから前年度よりも平均日数が短縮しました。

富国生命お客さまアドバイザーにおいては、横ばいの結果となりました。

一方、共栄火災代理店および富国生命代理店においては、申込書類の不備解消に時間を要する事案が増加したことにより、平均日数が増加しました。



*申込日を1日目とカウントした成立日までの営業日数。不備対応等を行った契約も含む。

※1 共栄火災海上保険株式会社および同社と委託契約を交わしている代理店を指します。

※2 富国生命保険相互会社と委託契約を交わしている代理店を指します。

3 お客さまへの情報提供の充実

お客さまに保険商品・サービスについてご理解いただけるよう、それらの特性を踏まえて必要な情報を十分かつ分かりやすくご提供するとともに、役職員・募集代理店に対し、適切に説明を行うよう指導・教育の実施に努めてまいります。

(主な取組状況)

●分かりやすい募集資料の作成、改善

お客さまに保険商品を正しくご理解いただくため、当社では各種ガイドラインに沿って募集資料を作成し、重要な情報を分かりやすく提供するよう努めています。

●課題解決型提案のための募集代理店に対する研修支援

当社は、保険商品・サービスの提供に際し、お客さまの最善の利益を実現するためには、お客さまのニーズを的確に捉え、必要な情報を適切に分かりやすく提供することが重要と考えています。その認識のもと、お客さまに適切な提案を行ううえで必要な知識・技術を習得するための教育・研修を募集代理店に対して実施しています。

【KPI】金融機関代理店向け集合研修の参加状況

参加金融機関数：延べ537金融機関、参加人数：延べ3,108名(2025年度)

4 お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

「お客さま基点」のもと、お客さまに安心を提供する保険会社として、保険金・給付金等のお支払いを適切に行うとともに、アフターサービスの充実に努めてまいります。また、保険金・給付金等のお支払いを確実に行うため、長期・安定的な収益の確保を目指した資産運用に努めてまいります。

「お客さま基点」の業務運営

（主な取組状況）

●お客さまの立場にたったお手続き体制の構築

お客さまからのご要望に対し、より迅速丁寧にお応えできるよう、サポート体制の充実を図っています。

●保険金・給付金の確実なお支払いに向けた取組み

保険金・給付金等を適切かつ迅速にお支払いするため、支払査定業務に必要なスキルを所持した人材の育成をはじめとした支払体制の整備に取り組んでいます。また、支払結果については社内で点検し、追加でお支払いが可能な保険金・給付金がある場合には、お客さまへのご案内を速やかに行っています。

【KPI】保全・保険金等お手続き方法の拡充

請求書類の郵送に依存しないお手続きや、書類の送付依頼等に電話連絡を介さないお手続きなどの拡充を進めています。

- Web上で可能なお手続き：+3種(累計17種)
- 電話完結するお手続き：+1種(累計15種)

2025年度は、新たに、以下の手続きを拡充いたしました。

- 【Web上で可能なお手続き】
- インターネット口座振替受付サービス
 - ご契約者の改姓・改名
 - 法人契約の商号・組織・代表者変更
- 【電話完結するお手続き】
- 年金支払開始日の繰下げ

【KPI】保険金・給付金等の期限内お支払い率

99.8%(2025年度)

*保険金・給付金・年金・解約・一部解約の支払い件数に対する遅延利息なしで支払いを行った件数の占有率

(注)事実確認を実施した場合は除く

5 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反を防止する方針やルールを定め、適切に管理するよう努めてまいります。

（主な取組状況）

●利益相反防止方針の明確化、利益相反のおそれのある取引事例の明示

当社が行う取引により、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反管理を行うため、「利益相反管理のための基本方針」および「利益相反管理規程」を定めています。

また、当社では、利益相反のおそれのある取引を類型化して管理しており、その主な取引事例を当社ホームページに明示しています。

6 smart life partnerとしての人材育成

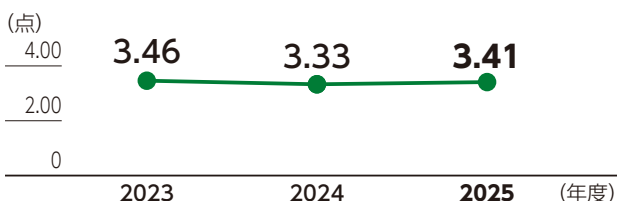
役職員が、「お客さま基点」にもとづいて行動し、お客さま一人ひとりのsmart life partnerとなるよう、必要な態勢や動機付けの枠組みなどを整備してまいります。

（主な取組状況）

●「お客さま基点」にもとづく行動の推進

当社は創業20周年を迎える2028年に向けた「ありたい姿」の一つとして「すべての社員がフロントの役割を担い、チャレンジ精神を発揮し、やりがいを感じながら成長を続ける組織となる」ことを掲げています。すべての部門や役割において広く社会に目を向け、お客さまの立場にたって行動することを推進しています。

【KPI】従業員意識調査結果



*「変革活動は、会社全体で行われているか」との質問に対する平均点（「5：思う」「4：どちらかといえば思う」「3：どちらともいえない」「2：どちらかといえば思わない」「1：思わない」）

『「お客さま基点」の業務運営方針』にもとづく取組内容・取組結果の詳細は当社ホームページをご覧ください。
<https://www.fukokushinrai.co.jp/company/activity/customer-centric/>

持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献について

当社におけるSDGsに対する考え方

当社の企業理念である「一翼をになう存在をめざして」、そこに込められた“お客さまの生活をはじめ、パートナー、ひいては社会全体を守り、支えることができる存在になれるように”との想いは、「誰一人取り残さない」社会を掲げるSDGsと重なるものです。また、生命保険会社としての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することを第一とする当社にとって、持続可能な社会をつくるための企業活動は当然のことといえます。

当社は、引き続きお客さま一人ひとりの生活を担うsmart life partnerとなるべく努めていくことが、結果としてSDGs達成への貢献につながると考えます。

SDGsの優先取組項目

当社では、企業理念や経営方針にもとづいた取組みとSDGsの17のゴールの関係性を整理し、当社の事業や強みが活かせる優先取組項目を設定することで、事業活動とSDGs達成に向けた貢献活動の一体的な取組みを推進しています。

【フコクしんらい生命とSDGsの優先取組項目の関係】

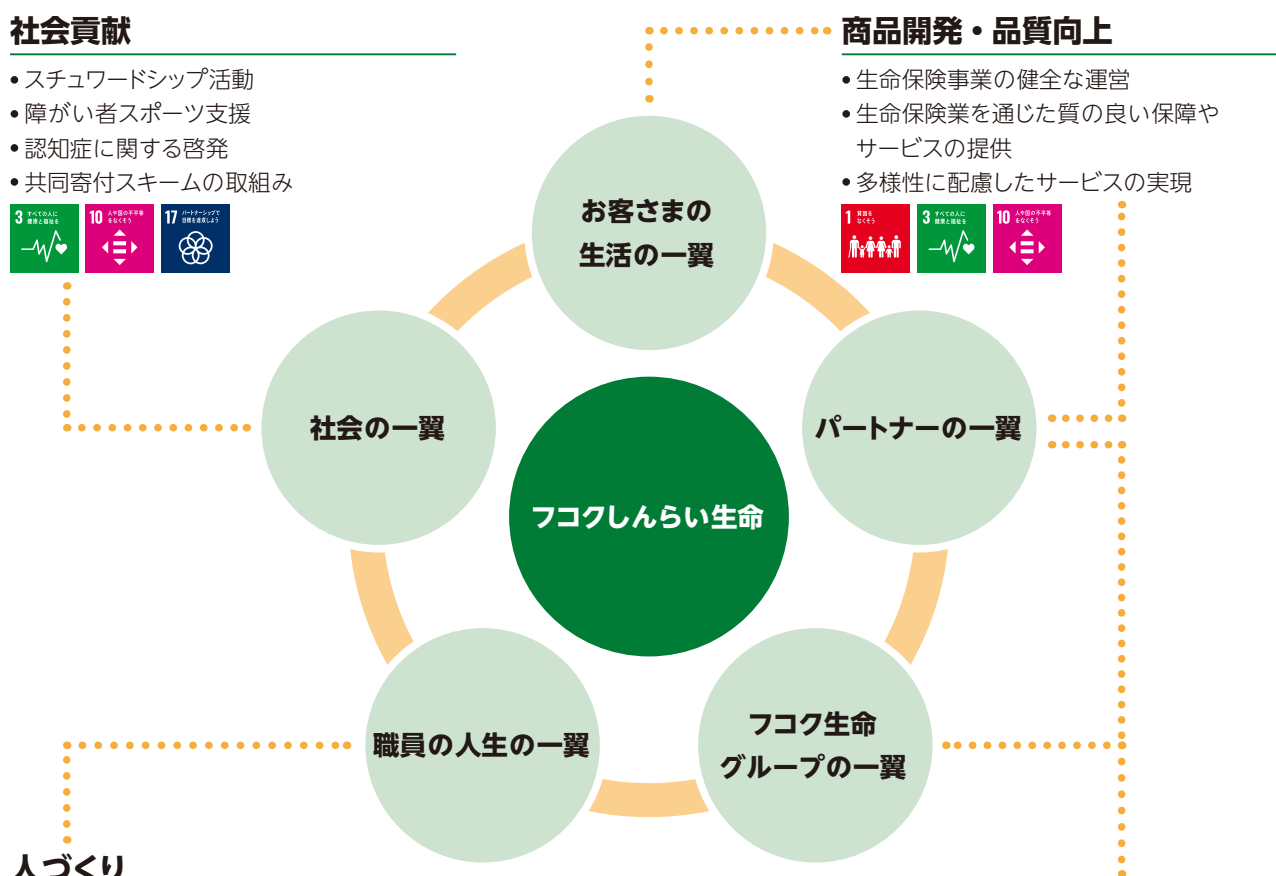
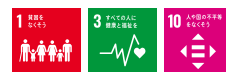
社会貢献

- スチュワードシップ活動
- 障がい者スポーツ支援
- 認知症に関する啓発
- 共同寄付スキームの取組み



商品開発・品質向上

- 生命保険事業の健全な運営
- 生命保険業を通じた質の良い保障やサービスの提供
- 多様性に配慮したサービスの実現



人づくり

- 健康経営
- 働き方改革の推進
- 自律的な人材の育成・定着
- DEIB*の推進



パートナーとの協調・経営体制の強化

- 保険を通じた保障の提供機会の拡充
- ステークホルダーとの関係強化
- 企業ガバナンス、リスク管理の強化



※ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン・ビロギングの略です。詳しくは15ページ「DEIBの推進について」をご参照ください。

持続可能な開発目標(SDGs)への貢献について

フコクしんらい生命の取組みとSDGs

ゴール	取組内容	ゴール	取組内容
1 貧困をなくそう 	●生命保険業を通じた保障の提供 ●被災地への復興支援活動	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	●ITを活用したサービスの提供 ●ITを活用した代理店サポートの提供 ●書類のペーパーレス化推進
2 飢餓をゼロに 	—	10 人や国の不平等をなくそう 	●DEIBの推進 ・高齢のお客さまや障がいがあるお客さまへの取組み ・障がい者雇用の推進 ・性的マイノリティ(LGBTQ)への理解促進・環境整備 ●障がい者スポーツの振興支援
3 すべての人に健康と福祉を 	●生命保険業を通じた保障の提供 ●認知症サポーター認定取得の推進 ●「脳の健康教室®」の開催 ●信用金庫、KUMONとの「認知症予防セミナー」の共同開催 ●脳トレサービスの提供 ●アイシティecoプロジェクトを通じた公益財団法人日本アイバンク協会への寄付 ●保険販売を通じた信用金庫との共同寄付 ●健康経営の推進	11 住み続けられるまちづくりを 	●社内における省エネ・省資源への取組み ●被災地への復興支援活動 ●認知症サポーター養成講座の開催 ●「脳の健康教室®」の開催 ●信用金庫、KUMONとの「認知症予防セミナー」の共同開催
4 質の高い教育をみんなに 	●学校等でのゴールボール体験授業の開催 ●信用金庫との「金融教育セミナー」共同開催	12 つくる責任 つかう責任 	●社内における省エネ・省資源への取組み ●アイシティecoプロジェクトを通じた使い捨てコンタクトレンズ空ケースの再資源化 ●廃棄物リサイクルの推進 ●Web約款を利用した契約申込みの導入
5 ジェンダー平等を実現しよう 	●DEIBの推進 ・「女性の活躍推進宣言」および活躍機会の拡大 ・パパ&ママランチ交流会の実施 ・性的マイノリティ(LGBTQ)への理解促進・環境整備 ●健康経営の推進	13 気候変動に具体的な対策を 	●山林保護活動「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトへの参画 ●社内における省エネ・省資源への取組み ●カーボン・オフセット付きはがきの導入
6 安全な水とトイレを世界中に 	—	14 海の豊かさを守ろう 	—
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	●社内における省エネ・省資源への取組み ●グリーンボンドへの投資 ●カーボン・オフセット付きはがきの導入	15 陸の豊かさを守ろう 	●山林保護活動「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトへの参画 ●書類のペーパーレス化推進 ●「FSC森林認証紙」の利用推進 ●カーボン・オフセット付きはがきの導入
8 働きがいも経済成長も 	●DEIBの推進 ・障がい者雇用の推進 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ●働き方改革の推進 ●健康経営の推進 ●自律的キャリアの推進	16 平和と公正をすべての人に 	●コーポレートガバナンスの強化 ●コンプライアンスの推進 ●マネー・ローダリングおよびテロ資金供与への対応 ●反社会的勢力との関係遮断
		17 パートナリシップで目標を達成しよう 	●KUMONとの連携による認知症予防への取組み ●信用金庫、KUMONとの「認知症予防セミナー」の共同開催 ●保険販売を通じた信用金庫との共同寄付 ●信用金庫との「金融教育セミナー」共同開催

CSRの取り組み

社会貢献活動について

社会貢献活動の基本方針

フコクしんらい生命は、生命保険会社としての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することを第一とします。

一方で、社会の公器としての存在を自覚し、豊かな社会を実現するために、私たちの身近にある社会的課題の解決に向けた活動に取り組んでいきます。

各種取組

①障がい者スポーツの振興支援

障がい者の新しい雇用開発と障がい者スポーツの振興を目的に設立されたシーズアスリート(福岡市中央区)に協賛し、障がい者スポーツ振興の支援を行っています。

2013年4月より、シーズアスリートに所属するゴールボール選手(視覚障がい者)を雇用し、新宿区内の学校などで、ゴールボール体験授業を開催しています。当社では、この授業が、障がい者への理解促進だけでなく、多くの学びをもたらす点に着目しています。



©シーズアスリート



②認知症バリアフリーの推進による「地域共生社会」の実現に向けた活動

株式会社公文教育研究会学習療法センター(以下、「KUMON」と)、認知症を正しく理解するための啓発セミナーの開催等に関して、2018年に業務提携契約を締結しました。認知症を正しく理解し、すべての高齢者およびその家族が安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため、認知症の進行抑止・改善および予防の取組みに関するKUMONの経験・知見を活用し、主要な販売チャネルである信用金庫と共に認知症予防セミナーを開催しております。

また、全役職員を認知症サポーターに養成することをめざして養成講座を定期的に開催しています。



CSRの取組み

③「アイシティecoプロジェクト」への賛同

「アイシティecoプロジェクト」(HOYA株式会社が運営)に賛同し、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収する活動を行っています。回収した空ケースは、「アイシティecoプロジェクト」を通じたりサイクルにより再資源化されています。また空ケースの売却代金は、公益財団法人日本アイバンク協会へ寄付され、視力を再び取り戻したいと願う方たちのために役立てられています。

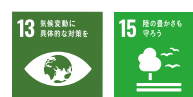


グループでの取組み

フコク生命グループの一員として、フコク生命が主催している社会貢献活動にも参加しています。

環境保護活動

環境問題への意識を高めていくため、環境保護活動に参加・体験することのできる場として、「竹害対策」を主とした「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトを行っています。この活動は、竹林の伐採による森の再生だけでなく、間伐により竹林自体も健全な状態に戻していくことを目標としています。



DEIB※の推進について

※ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン・ビロギングの略。

2024年6月、これまでの当社のダイバーシティ&インクルージョンの考え方に、「エクイティ(公平性)」と「ビロギング(帰属性)」を加えた「DEIB」の考えのもとでさらに推進していくことを社長から全役職員に通知しました。「ダイバーシティマネジメント」を重要な経営戦略と捉え、性別、年齢、人種、国籍、障がいの有無、性的指向、性自認、性表現などにかかわらず、多様な人財が尊重されて活躍できる職場づくりをトップダウンで推進しています。

また、基本的人権の尊重として、「フコクしんらい生命行動規範」において、個人の人権を尊重し、不当な差別を行わないことを定めています。



ワーク・ライフ・バランス推進

社員が均しく活躍できる環境を作るために、多様なライフイベントのなかでも、特に就業が中断されやすい育児や介護に関連する制度を充実させています。男性育児休職については、男女問わず育児休職を取得しやすい職場環境を形成するため、「産後パパ育休」、「育児休職」、「年次有給休暇」の区分を問わず、1か月以上の取得を推奨しています。

また、「二週間休暇」という長期休暇を導入しています。この休暇制度は、業務継続に対する組織力強化や訓練でもあり、ワーク・ライフ・バランスだけでなくリスク管理という観点からも推進しています。こうした取組みにより、これまでに以下の評価をいただいています。

- 2010年度……………次世代育成支援企業認定マーク(くるみん)取得
- 2011年度……………東京ワークライフバランス認定企業(育児・介護休業制度充実部門)選定
- 2013年度……………新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
ワーク・ライフ・“ベスト”バランス賞受賞
- 2014年度……………東京ワークライフバランス認定企業(休暇取得促進部門)選定
- 2018年度……………次世代育成支援企業認定マーク(プラチナくるみん)取得
- 2019年度……………新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
ワーク・ライフ・バランス推進優良企業受賞

女性活躍推進および障がい者雇用促進

2013年に、社長名で「女性の活躍推進宣言」を社内外に発信するとともに、「活躍機会の拡大」を柱に取り組んでいます。2026年3月時点での女性管理職(ライン長)比率は12.8%となっています。

また、職場環境の整備や業務の切出しなどを行って障がい者雇用を進め、共生社会づくりに寄与できるよう取り組んでいます。2026年3月時点での障がい者雇用率は3.5%で、法定雇用率を上回っています。

*女性活躍推進の取組みが評価され、認定を取得しました。詳しくは19ページをご参照ください。

性的マイノリティ(LGBTQ)への理解促進・環境整備

性的マイノリティ(LGBTQ)について理解を深めるための研修や社内対談を実施し、当事者インタビュー記事を社内ポータルサイトに掲載しています。

また、就業規則等を見直し、「婚姻」を「婚姻するときまたはパートナーシップ制度により婚姻に相当する関係を結ぶとき」とみなし、慶弔見舞金、身上異動の届け出、休暇制度(特別休暇)の対象について「パートナー」を明記しています。

*この取組みが評価され、認定を取得しました。詳しくは19ページをご参照ください。

多様な働き方の推進

柔軟な勤務により効果的に業務を遂行する生産性向上をともなったワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、テレワーク(在宅勤務・モバイルワーク)および時差出勤勤務を実施しています。また、育児や介護事由だけでなく、治療と仕事の両立支援のための勤務時間短縮の措置を導入しています。

健康経営の推進について

当社はフコク生命グループの価値観である「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在であるsmart life partner(スマートライフパートナー)となるべく努めています。その実現のためには、「役職員とその家族が健康で、成長や幸福を感じて働き、会社の成長、社会の発展に貢献すること」が重要と考え、「健康経営宣言」を制定しています。



健康経営宣言

フコクしんらい生命は、企業理念に掲げる「職員の人生の一翼をになう存在」として、役職員とその家族が健康で、成長や幸福を感じて働くことができる会社を目指すことを宣言しています。

1. 全役職員がいきいきと働き、安心して能力を発揮できるよう、職場環境づくりを推進します。
2. 役職員一人ひとりがヘルスリテラシー*を習得し、心身の健康づくりに自律的に取り組むことを支援します。

*ヘルスリテラシーとは「健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力」を指します。

推進態勢

産業保健スタッフ(産業医・保健師・産業カウンセラー)を基本に、富国生命健康保険組合・フコク生命グループ・衛生委員会と連携を取りながら健康経営を推進しています。

健康経営推進の計画

人生100年時代を見据え、役職員が「生涯現役」の人生を歩めるようヘルスリテラシーを高めていくための計画を推進しています。

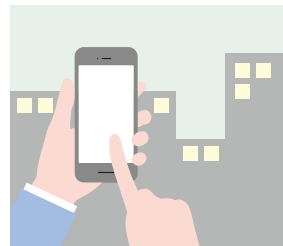
トピックス

ご契約内容変更手続きの利便性向上について

2026年2月より、Web上で完結できるお手続きに、ご契約者の改姓・改名および法人契約の商号・組織・代表者変更を追加しました。

これらのお手続きは、これまで書類のご請求・ご記入・ご返送が必要でしたが、ホームページの入力フォームに必要事項をご入力の上、必要書類をアップロードいただくだけでお手続きが完結するようになりました。

これからも当社は、より多くのお客さまにご満足いただけるよう、お客さまに寄り添ったサービスを提供してまいります。



〈Web完結手続きの特徴〉

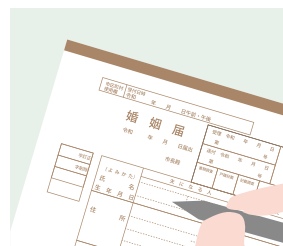
- お電話による書類のご請求が不要になります。
- 書類のご記入やご返送が不要になります。
- スマートフォンやタブレット、パソコンから24時間いつでもどこでもお手続きが可能です。

Webからのお手続きの流れ



ご契約者の改姓・改名手続き

結婚や戸籍変更等とともにご契約者の氏名を変更する場合、「契約者さまの改姓・改名のお手続きフォーム」からお手続きをすることができるようになりました。必要事項の入力と、公的書類画像等のアップロードのみでお手続きを行うことができます。



【ご利用方法や注意事項など詳細はこちら】

URL: https://form.fukokushinrai.co.jp/m/change_name



法人契約の商号・組織・代表者変更手続き

法人契約において「商号変更」「組織変更」「代表者変更」をする場合、「法人契約の商号・組織・代表者変更のお手続きフォーム」からお手続きをすることができるようになりました。必要事項の入力と、変更の事実が確認できる登記事項証明書のアップロードのみでお手続きを行うことができます。



【ご利用方法や注意事項など詳細はこちら】

URL: <https://form.fukokushinrai.co.jp/m/corporation>



Webや電話で完結できるお手続き

〈Web上で完結できるお手続き(2026年7月1日現在)〉

- 住所・電話番号の変更
- 入院・手術給付金の請求
- ご契約者の改姓・改名
- 「しんらいのご家族サポートサービス」の申込み・変更



など

〈電話で完結できるお手続き(2026年7月1日現在)〉

- 住所・電話番号の変更
- 受取人の改姓
- 登録家族の改姓および住所・電話番号の変更
- 年金支払開始日の繰下げ
- 保険証券の再作成(個人契約)



など

【各種お手続きのご利用方法など詳細はこちら】

URL: <https://www.fukokushinrai.co.jp/contractor/>

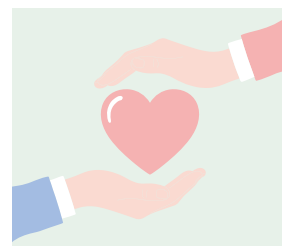


「引受基準緩和特則」の創設について

2026年4月2日から定期保険やがん保障定期保険特約に付加できる「引受基準緩和特則」の取扱いを開始しました。

「引受基準緩和特則」を付加することで、これまで健康状態を理由に生命保険への加入を諦めていた方でも、ご加入いただきやすくなります。

これからも当社は、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。



〈引受基準緩和特則を付加したご契約の特徴〉

- 簡単な告知でお申し込みいただけます。
- 持病がある方や健康状態に不安のある方もご加入いただきやすくなります。

(注)本特則を付加したご契約は引受基準を緩和しているため、通常のご契約に比べて保険料が割り増しされています。

(注)健康状態によっては、より詳細な告知をいただくことで、通常のご契約にご加入いただける場合があります。(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)

*「引受基準緩和特則」のより詳細な概要については「資料編 Ⅲ直近事業年度における事業の概況 8新規開発商品の状況」ページに記載しています。43ページをご参照ください。

「えるぼし認定」最高位および「PRIDE指標2025」ブロンズ認定の取得について

当社は、誰もが安心して自分らしく活躍できる環境づくりに取り組んでいます。その姿勢が評価され、2025年度に以下の2つの認定を取得しました。

これからも当社は、一人ひとりが安心して自分らしく働ける環境の実現を通じて、全役職員がいきいきと活躍し、社会への価値提供を持続的に行う企業であり続けます。

女性活躍推進法「えるぼし認定」最高位となる「3つ星」を取得しました

女性活躍推進に優れた企業として厚生労働省が認定する「えるぼし認定」において、最高位となる「3つ星」を取得しました。

「えるぼし認定」とは、厚生労働省が定める「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準にもとづいて、取り組み状況が評価される制度です。

当社はこの5つの基準をすべて満たしたことで、「3つ星」の認定となりました。



LGBTQ+への取組み評価指標「PRIDE指標2025」のブロンズ認定を取得しました

一般社団法人work with Pride^{*1}によるLGBTQ+などの性的マイノリティへの取組みに関する評価指標「PRIDE指標^{*2}2025」において、このたび初めてブロンズに認定されました。

当社は、性別、年齢、人種、国籍、障がいの有無、性的指向、性自認、性表現の違いにかかわらず、誰もが尊重される職場づくりを推進しています。今回の認定は、就業規則等の見直し、人事担当者向けや全役職員向けの研修実施等、当事者と共に取り組んだ活動が評価されたものと考えます。



※1 一般社団法人work with Prideは、企業などの団体におけるLGBTQ+など性的マイノリティに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する団体です。年に一回、企業・団体の人事・人権・ダイバーシティ担当者を主な対象に、LGBTQ+に関するカンファレンスの開催や、「PRIDE指標」「レインボー認定」の運用等を行っています。

※2 「PRIDE指標」は、LGBTQ+など性的マイノリティが働きやすい職場づくりを日本で実現するためにwork with Prideが2016年に策定した、日本で初めてとなるLGBTQ+に関する企業・団体等の取組みの評価指標です。Policy(行動宣言)、Representation(当事者コミュニティ)、Inspiration(啓発活動)、Development(人事制度・プログラム)、Engagement/Empowerment(社会貢献・渉外活動)5つの指標で構成されており、各指標内で指定の要件を満たしていれば点数が付与され、合計点数により、ゴールド、シルバー、ブロンズとして企業・団体が認定されます(出典:work with Pride PRIDE指標)

*当社における「女性活躍推進」および「性的マイノリティ(LGBTQ)への理解促進・環境整備」については「CSRの取組み」ページに記載しています。詳しくは16ページをご参照ください。



I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容	21
2 沿革	21
3 資本金の推移	21
4 株式の総数	21
5 株式の状況	21
6 主要株主の状況	22
7 店舗	22
8 経営の組織	22
9 役員の略歴	23
10 会計参与の氏名または名称	24
11 会計監査人の氏名または名称	24
12 従業員の在籍・採用状況	24
13 平均給与(内勤職員)	24
14 平均給与(営業職員)	24

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について	25
2 コンプライアンス(法令等遵守) 推進態勢について	28
3 第三分野保険の責任準備金の十分性の 確認について	29
4 個人情報等の保護について	30
5 勧誘方針について	33
6 反社会的勢力との関係を遮断するための 基本方針	34

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	35
2 契約者懇談会開催の状況	38
3 お客さまからのお申し出と苦情の状況	38
4 金融ADR制度について	39
5 ご契約者に対する情報提供の実態	39
6 商品に関する情報およびデメリット情報の 提供の方法	41
7 代理店教育・研修の概略	42
8 新規開発商品の状況	43
9 主な保険商品一覧	44
10 情報システムに関する状況	46
11 保険金・給付金のお支払状況について	46

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	47
----------------------------	----

V 財産の状況

1 貸借対照表	48
2 損益計算書	49
3 キャッシュ・フロー計算書	50
4 株主資本等変動計算書	51
5 保険業法に基づく債権の状況	56
6 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	56
7 有価証券等の時価情報(会社計)	57
8 経常利益等の明細(基礎利益)	60
9 計算書類等についての 会計監査人による監査	61
10 財務諸表についての代表者による確認	61

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	62
2 保険契約に関する指標等	66
3 経理に関する指標等	68
4 資産運用に関する指標等	72
5 有価証券等の時価情報(一般勘定)	82

VII 特別勘定に関する指標等

特別勘定に関する指標等	82
-------------	----

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

保険会社およびその子会社等の状況	82
------------------	----

I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容

(1) 生命保険業

① 生命保険の引受け

個人保険および団体保険の引受けを行い、約款にしたがい保険金・給付金等の支払いを行っています。

② 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産を円貨建公社債を中心に安全かつ健全に運用しています。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行

富国生命保険相互会社の業務の代理および事務の代行を行っています。

2 沿革

1996年 8月	・共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立	2011年 5月	・資本金総額を309億円に増資(資本準備金104億円を含む。)
10月	・大蔵大臣より生命保険業免許を取得	2012年 4月	・第二代社長に山本幹男就任
	・営業開始	5月	・本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2007年 11月	・富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得	2017年 3月	・資本金総額を609億円に増資(資本準備金254億円を含む。)
2008年 1月	・商号変更認可取得	4月	・第三代社長に櫻井健司就任
	・富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社発行済株式数の80%を取得	6月	・『「お客さま基点」の業務運営方針』を公表
2月	・「フコクしんらい生命保険株式会社」として東京都港区白金台にて営業開始	2018年 2月	・フコクしんらい生命保険株式会社 開業10周年
	・初代社長に大嶋邦男就任	4月	・株式会社公文教育研究会と認知症啓発セミナーの開催等に関して連携
9月	・上半期末の総資産が1,000億円を突破	2019年 1月	・信金中央金庫と資産承継分野における連携を開始
2009年 3月	・資本金総額を200億円に増資(資本準備金50億円を含む。)	9月	・「人生100年時代共創プロジェクト」のスタート
2011年 3月	・年度末の総資産が1兆円を突破	2021年 6月	・保険販売を通じた信用金庫との共同寄付の取組みを開始
		2023年 2月	・フコクしんらい生命保険株式会社 開業15周年
		2024年 4月	・第四代社長に森下俊彦就任

3 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1996年 8月 8日	—	10,000百万円	会社設立
2009年 3月27日	5,000百万円	15,000百万円	増資
2011年 5月25日	5,499百万円	20,499百万円	増資
2017年 3月16日	14,999百万円	35,499百万円	増資

4 株式の総数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	当期末株主数
2,000千株	886千株	3名

5 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	886千株	—

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
富国生命保険相互会社	793千株	89.6%	—	—
共栄火災海上保険株式会社	70千株	7.9%	—	—
信金中央金庫	22千株	2.5%	—	—

6 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	基金総額	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都千代田区	136,000百万円	生命保険業	1923年11月22日	89.6%

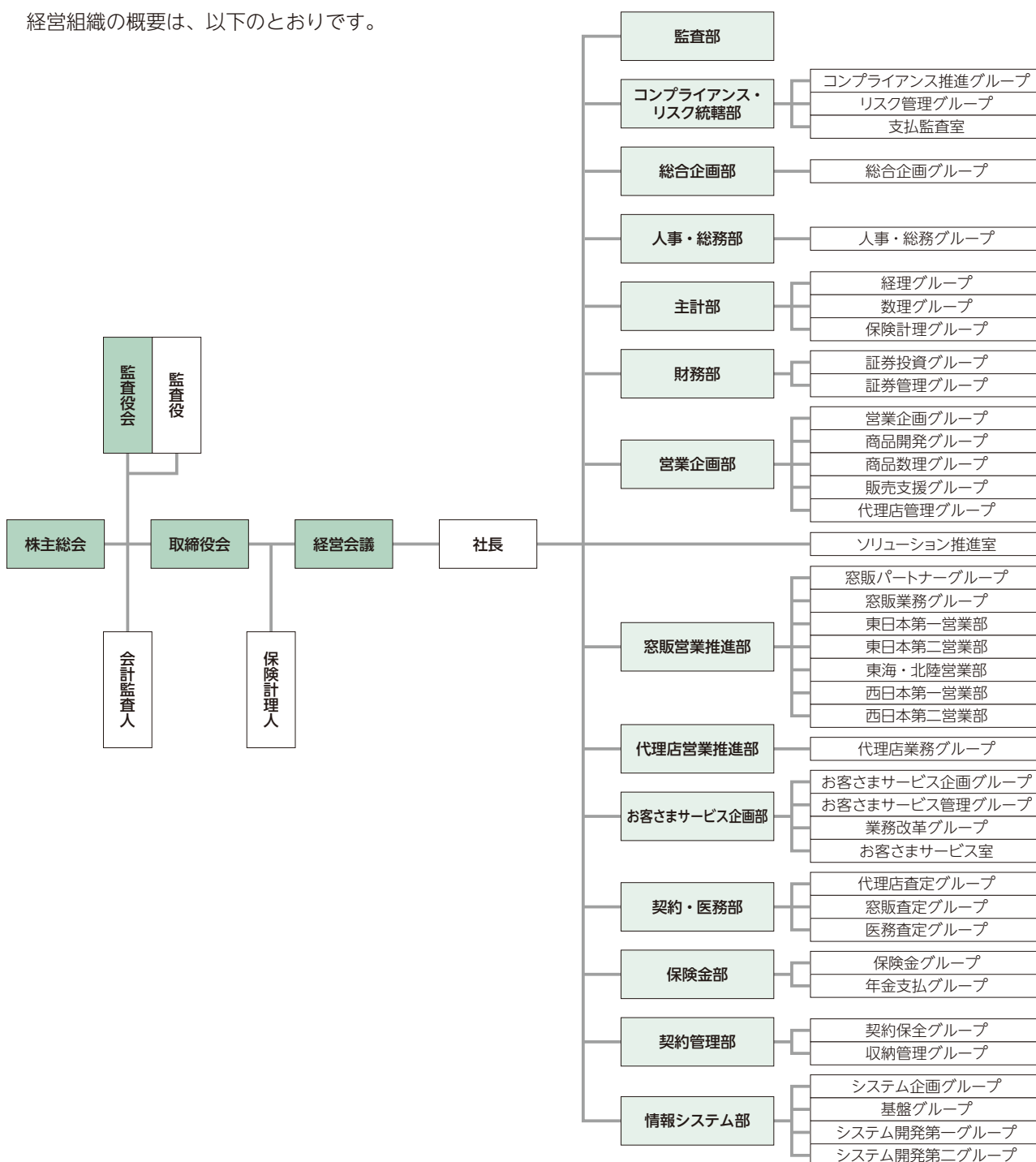
(注) 基金総額には基金償却積立金128,000百万円を含む。

7 店舗

本社 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100 (代表)

8 経営の組織(2026年7月1日現在)

経営組織の概要は、以下のとおりです。



9 役員の略歴(2026年7月1日現在)

(1)取締役および監査役

男性 13名 女性 0名(取締役および監査役のうち女性の比率 0%)

代表取締役社長 社長執行役員	
森下 俊彦	1962年5月7日生
1986年	富国生命保険相互会社入社
2015年	同社 大阪北支社長兼近畿ブロック長
2018年	同社 池袋支社長兼首都圏第一ブロック長
2020年	同社 執行役員池袋支社長兼首都圏第一ブロック長
2022年	当社 常務執行役員営業本部副本部長
2022年	当社 取締役常務執行役員営業本部副本部長
2024年	当社 代表取締役社長 社長執行役員営業本部長
2025年	当社 代表取締役社長 社長執行役員
現在に至る	
取締役 専務執行役員	
阿部 誠	1961年3月8日生
1984年	安田生命保険相互会社入社
2007年	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 保険計理人
2011年	当社 主計部長
2012年	当社 リスク管理部長
2012年	当社 保険計理人兼リスク管理部長
2015年	当社 取締役執行役員
2019年	当社 取締役執行役員総合企画部長
2020年	当社 取締役執行役員総合企画部長兼主計部長
2020年	当社 取締役常務執行役員主計部長
2023年	当社 取締役専務執行役員主計部長
現在に至る	
取締役 常務執行役員	
川口 学	1966年7月25日生
1989年	富国生命保険相互会社入社
2015年	当社 営業企画部部長(マーケット調査担当)
2017年	富国生命保険相互会社 総合営業推進部部長
2018年	同社 市場開発部部長兼しんさん室長
2020年	同社 しんさん部長
2024年	当社 常務執行役員営業本部副本部長窓販営業推進部長
2024年	当社 取締役常務執行役員営業本部副本部長窓販営業推進部長
2025年	当社 取締役常務執行役員
現在に至る	
取締役 常務執行役員	
村上 剛	1966年11月15日生
1989年	共栄火災海上保険相互会社入社
2016年	共栄火災海上保険株式会社 農林水産部部長職
2018年	同社 南九州支店長
2020年	同社 農林水産部長
2022年	同社 執行役員北海道支店長
2025年	当社 取締役常務執行役員
現在に至る	
取締役 常務執行役員	
加藤 剛	1964年7月28日生
1989年	富国生命保険相互会社入社
2016年	同社 有価証券管理室長
2021年	当社 財務部長
2022年	当社 執行役員財務部長
2023年	当社 執行役員
2023年	当社 取締役執行役員
2026年	当社 取締役常務執行役員
現在に至る	
取締役	
矢崎 斉	1966年6月9日生
1989年	富国生命保険相互会社入社
2014年	同社 人材開発本部部長
2017年	当社 総合企画部部長
2018年	当社 窓販営業推進部長
2019年	当社 執行役員窓販営業推進部長
2021年	富国生命保険相互会社 総合営業推進部部長
2023年	同社 執行役員総合営業推進部部長
2024年	同社 執行役員法人営業部長
2025年	同社 執行役員
2025年	同社 取締役執行役員
現在に至る	
2025年	当社 取締役
現在に至る	

取締役執行役員	
辺見 直樹	1965年3月17日生
1987年	株式会社日本長期信用銀行入行
2002年	信金中央金庫入庫
2007年	同庫 事業法人営業第1部長
2010年	同庫 法人営業推進部長
2011年	同庫 福岡支店長
2013年	同庫 名古屋支店長
2016年	同庫 法人営業推進部長
2016年	同庫 理事法人営業推進部長
2019年	当社 取締役執行役員
現在に至る	
取締役執行役員	
藤井 雅人	1965年5月22日生
1990年	富国生命保険相互会社入社
2018年	同社 事務企画部長
2023年	当社 執行役員
2023年	当社 取締役執行役員
現在に至る	
取締役執行役員	
菊池 潤	1970年10月23日生
1993年	安田生命保険相互会社入社
2020年	当社 業務推進部長
2021年	当社 執行役員業務推進部長
2024年	当社 取締役執行役員業務推進部長
2025年	当社 取締役執行役員窓販営業推進部長
現在に至る	
取締役執行役員	
米津 浩司	1968年2月23日生
1991年	富国生命保険相互会社入社
2021年	フコク情報システム株式会社 ICTインフラサービス部長
2026年	当社 執行役員情報システム部長
2026年	当社 取締役執行役員情報システム部長
現在に至る	
監査役	
谷 有弘	1958年9月21日生
1981年	富国生命保険相互会社入社
2006年	同社 審査部長
2007年	同社 資産運用リスク管理部長
2011年	同社 総務部部長
2015年	同社 総務部長
2016年	富国ビジネスサービス株式会社 取締役業務部長
2021年	同社 業務部長
2024年	当社 監査役
現在に至る	
監査役	
奥本 郷司	1958年10月30日生
1985年	富国生命保険相互会社入社
2006年	同社 資金債券部長
2011年	同社 リスク管理統括部長
2014年	富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長
2024年	同社 常勤顧問
2025年	当社 監査役
現在に至る	
監査役(常勤)	
鈴木 直史	1963年7月31日生
1986年	富国生命保険相互会社入社
2006年	同社 秘書室長
2013年	同社 甲府支社長
2015年	同社 関連事業部長
2018年	当社 執行役員
2018年	当社 取締役執行役員
2019年	当社 取締役執行役員業務品質管理部長
2020年	当社 取締役執行役員事務企画部長
2020年	当社 監査役
現在に至る	

(2) 執行役員

執行役員	
堤 厚志	1965年9月21日生
1988年 明治生命保険相互会社入社	
2012年 当社 代理店営業推進部長	
2015年 当社 商品開発部長	
2018年 当社 営業企画部長	
2020年 当社 執行役員営業企画部長	
2022年 当社 執行役員代理店営業推進部長	
現在に至る	
執行役員	
森実 潤也	1970年6月25日生
1995年 富国生命保険相互会社入社	
2017年 富国生命投資顧問株式会社 運用企画部長	
2021年 富国生命インベストメント(シンガポール) 取締役社長	
2024年 富国生命保険相互会社 財務企画部長	
2026年 当社 執行役員	
現在に至る	

執行役員	
飛弾 晴彦	1967年11月7日生
1990年 安田生命保険相互会社入社	
2005年 木下工務店入社	
2015年 当社 事務企画部長	
2018年 当社 保険金部長	
2024年 当社 情報システム部長	
2026年 当社 執行役員保険金部長	
現在に至る	

10 会計参与の氏名または名称

会計参与は設置していません。

11 会計監査人の氏名または名称

Mooreみらい監査法人
 指定社員 佐野 修
 指定社員 中村 英人

12 従業員の在籍・採用状況

区分	2024年度末 在籍数	2025年度末 在籍数	2024年度 採用数	2025年度 採用数	2025年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	277名	288名	22名	32名	45.3歳	8.3年
(男性)	(162)	(167)	(11)	(16)	(47.4)	(8.5)
(女性)	(115)	(121)	(11)	(16)	(42.3)	(8.0)
(総合職)	(243)	(255)	(16)	(27)	(43.2)	(8.1)
(一般職)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
営業職員	-	-	-	-	-	-
(男性)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(女性)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

13 平均給与(内勤職員)

(単位: 千円)

区分	2025年3月	2026年3月
内勤職員	426	426

(注) 平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞とおよび時間外手当は含みません。

14 平均給与(営業職員)

該当ありません。

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について

(1) 基本方針

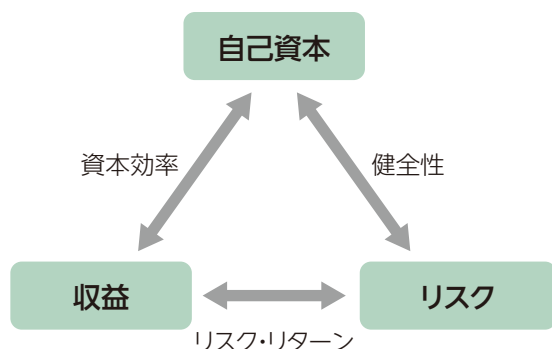
当社は、「お客さまに対して長期にわたり安定的に生命保険契約を通じた保障を提供する」という生命保険会社の基本的な責務を果たすため、生命保険事業を取り巻くリスクに対して適切に対処するとともに、財務の健全性の維持・向上に努めています。当社では、役職員一人ひとりがリスク管理の担い手であるとの認識のもと、統合的リスク管理(ERM)を推進しています。

(2) 統合的リスク管理(ERM)

統合的リスク管理(ERM)とは、自己資本・リスク・収益を自らの経営戦略と一体で管理することで、健全性の確保、資本効率の向上、リスク・リターンの最適化を図り、企業価値を増大させる経営管理態勢のことです。

当社ではERMの推進にあたり、リスク管理委員会にて各種リスクを部門横断的に一元管理し、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本などの状況を勘案し、リスクの状況を定期的にモニタリングするとともに、これらの状況を取締役に報告する態勢としています。また、資産運用リスク管理委員会にて資産と負債の状況を把握・分析・評価するなど総合的に管理し、リスク管理委員会および取締役に報告する態勢としています。

なお当社では、統合的リスク管理等の取組状況を、リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA: Own Risk and Solvency Assessment)として体系的に取りまとめています。当該ORSAレポートは取締役に報告され、統合的リスク管理の高度化等に活用しています。



リスク選好については、リスクテイクの戦略目標、および戦略目標に沿ったリスクの許容範囲を記した「リスクテイク・ステートメント」を定め、リスクを適切にコントロールするよう努めています。

●リスクテイク・ステートメント

I. リスクテイクの戦略目標

- 保険引受による収益の拡大を目指し、貯蓄性商品の引受リスクを適切にコントロールする
- 資産運用は安全かつ有利を原則とする
- 「お客さま基点」にもとづき、お客さまに支持される品質の高いサービスを提供する
- 将来に備え自己資本等の強化を目指す

II. リスクの許容範囲

- 事業継続可能なバッファを確実に経営に留保するため、リスクの許容範囲を設定する
- 一定の健全性を確保するため、リスクの許容範囲を下回らないよう業務運営上発生しうるリスクによる損失をカバーする

① リスク管理体制

当社では、経営陣が自らリスク管理に携わるなど、実効的なリスク管理に取り組んでいます。

当社は、取締役会で定められた「統合的リスク管理に関する基本方針」にもとづき、社長を委員長とするリスク管理委員会および同委員会を適切に運営し、機能を補佐する統合的リスク管理部署(コンプライアンス・リスク統轄部)を設置し、会社全体のリスクの状況を統合的に管理しています。また、各リスクの特性に応じて保険引受リスク管理委員会、資産運用リスク管理委員会、事務リスク管理委員会、システムリスク管理委員会を設置し、専門的に管理しています。

各委員会は、各リスクを担当する取締役が委員長に就任するとともに、担当部署が事務局を務めるなど、委員長と事務局ならびに委員を適切に選任することにより、リスク管理の実効性と牽制機能の確保に努めています。コンプライアンス・リスク統轄部はすべての委員会に関与することで、リスクを統括管理する態勢を構築しています。こうしたリスク管理態勢が有効に機能していることを監査部が検証しています。

また、当社では、法令で定められたストレステストの他に全社的なストレステストを定期的の実施し、財務の健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会および取締役に報告され、財務基盤の強化などの検討に役立てています。

ア. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、将来収支予測や第三分野保険における保険事故発生率の事後検証(ストレステスト、負債十分性テスト)を行い、責任準備金の積立水準が適切であることを確認しているほか、各種保険事故発生率に関する自社統計を定期的に取り、その結果をもとに保険料率算定時の計算基礎が適切であったかどうか、また実際の保険事故発生率や金利水準が当初の想定から大きく乖離していないかなどを検証しています。

検証結果にもとづき、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険の活用などの対応を行っています。再保険会社の選定にあたっては、財務的な健全性をもった信用力の高い保険会社とすることを基本方針に掲げ、主要格付会社の格付けなどをベースに再保険先の信用力・担保力の評価を行っています。

イ. 資産運用リスク管理

生命保険事業は公共性の高い事業であり、また、お客さまの大切な財産をお預かりしているという観点から、資産運用は、安全かつ有利な運用を基本原則としています。当社では、個々の資産がもつリスク特性や収益特性を考慮した効率的な投資を実現するためにはリスク管理が極めて重要であることから、資産運用に関するリスク管理に努めています。

具体的には資産運用リスク(市場関連リスク、信用リスク)の状況を定期的に把握・監視しながら、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しています。

なお、当社ではバリュー・アット・リスク (VaR) *を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しています。

※バリュー・アット・リスクとは、過去の実績にもとづいて統計学的に算出した、一定期間内に生じる可能性のある最大損失予想額のことです。

・市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当社では、VaRによる管理を行うとともに、保有制限や損失額の増大を防止するためのルール(ロスカットルール)を定め、管理しています。

・信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。

当社では、VaRによる管理を行うとともに、同一企業や同一企業グループへの与信集中を避けるほか、投機的格付債券の保有の抑制に努めています。

ウ. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金流出などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることで損失を被るリスク、および市場の混乱などにより市場において取引ができなくなることで損失を被るリスクです。

当社では、資金の出入状況の管理を行うとともに、流動性資産(現預金、コールローン、その他短期運用資産(預金性格の資産、3か月以内に償還の債券など))を一定額以上確保しています。

エ. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を怠ること、または事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

当社では、事務基準などを規程化・マニュアル化しており、役職員はそれらに従った正確かつ迅速な事務を行うこととしています。また、自部門内における相互検証が制度化されているほか、監査部による内部監査にて事後検証を実施するなど、相互牽制機能が正常に働くよう態勢を整備しています。

オ. システムリスク管理

システムリスクとは、システムの停止や誤作動、システムの不備・不正使用などにより損失を被るリスクです。

当社では、インターネットや社内PC(在宅勤務用PCを含む)を接続するネットワークのリスク管理対策として、ファイアウォールを設置しているほか、暗号化ソフトの導入、外部媒体への書出制限などの実施により、コンピュータに記録された情報の漏えい・破壊・改ざんの防止に努めています。

また、昨今のサイバー攻撃の脅威の高まりに対して、攻撃を検知・防御するための技術的対策や組織的対策を講じるなど、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

さらに、外部専門家によるセキュリティ評価を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っています。

カ. コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクとは、役職員のお客さま基本点を欠く行為などが顧客保護、市場の公正・透明に悪影響を及ぼすことにより、会社が信頼を毀損され、さらには損失を被るリスクです。

当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、お客さま基本点を核としたコンプライアンスを実践することにより社会の要請と期待に応えていくとの認識のもと、役職員に対して継続的な教育を実施し、良質な企業文化の醸成に努めています。

キ. その他リスクの管理

その他リスクとは、地震・風水害等の自然災害、テロ・脅迫等の人的災害、または大規模停電・通信障害等の技術的災害などの発生により、業務の継続が困難となるリスク、ならびに企業情報もしくは個人情報の漏えい、法令等の違反、風評の発生などにより、業務の運営が阻害されるなど経営に影響が生じるリスクです。

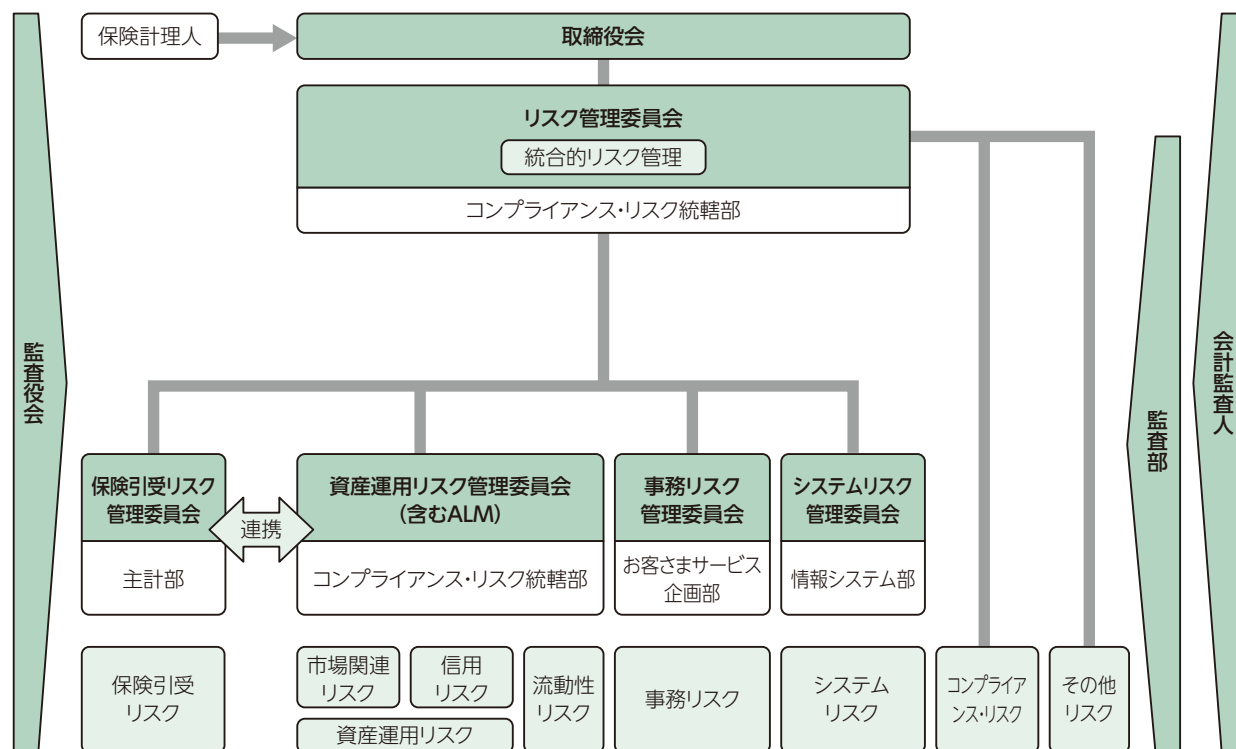
当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、リスクに対しいち早く対処・処理を行うだけでなく、大規模な災害などの発生時においてもお客さまからのお問い合わせやご請求などに対し迅速な対応を可能にする態勢の整備に努めています。

②ALM体制

ALMとは、資産 (Asset) と負債 (Liability) を総合的に管理 (Management) することです。生命保険会社は保険金などを将来お支払いするために責任準備金 (負債) を積み立て、資産である債券などで運用しています。市場環境などの悪化時にも保険金などのお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要になります。

当社では、取締役会で定めた「ALM方針」にもとづき、資産運用リスク管理委員会の管下で資産と負債の状況を把握・分析・評価するとともに、今後の方向性について審議しています。審議内容については、リスク管理委員会および取締役会へ報告する態勢としており、リスクを適切にコントロールしながら、資産と負債を総合的に管理しています。

統合的リスク管理(ERM)体制図



(注) 各委員会の下に記載の部署は事務局を担当しています。

2 コンプライアンス(法令等遵守)推進態勢について

(1) 基本方針

当社は、生命保険業が高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責務を負っているとの認識のもと、法令および諸規程ならびに社会規範および企業倫理などを厳格に遵守することが重要であることに鑑み、取締役会において「コンプライアンスに関する基本方針」を定め、コンプライアンスを意識した事業活動を行うためのコンプライアンス推進態勢を構築しています。また、取締役会において「フコクしんらい生命行動規範」を定め、役職員などがコンプライアンスを実践するための指針としています。

(2) 推進態勢

当社では、法令等遵守態勢を以下のとおりとし、効率的かつ実効性のあるコンプライアンス推進態勢の整備・強化を図っています。

① 組織体制

社長が委員長となる法令遵守委員会は、常勤取締役、執行役員および部長で構成されます。コンプライアンス体制の構築やコンプライアンス・プログラムの策定等を審議するとともに、不適正事象やマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策、コンプライアンス・リスク

が顕在化した際の対応状況等に係る事項等を把握し、コンプライアンスの推進を図っています。また、同委員会の事務局はコンプライアンス統括部署であるコンプライアンス・リスク統轄部が担当しています。

コンプライアンスの実践・推進については、社長(コンプライアンス統括責任者)の統括のもと、コンプライアンス・リスク統轄部が指示し、各部署のコンプライアンス推進の責任者(コンプライアンス責任者)と実務担当者(コンプライアンス担当者)が行っています。

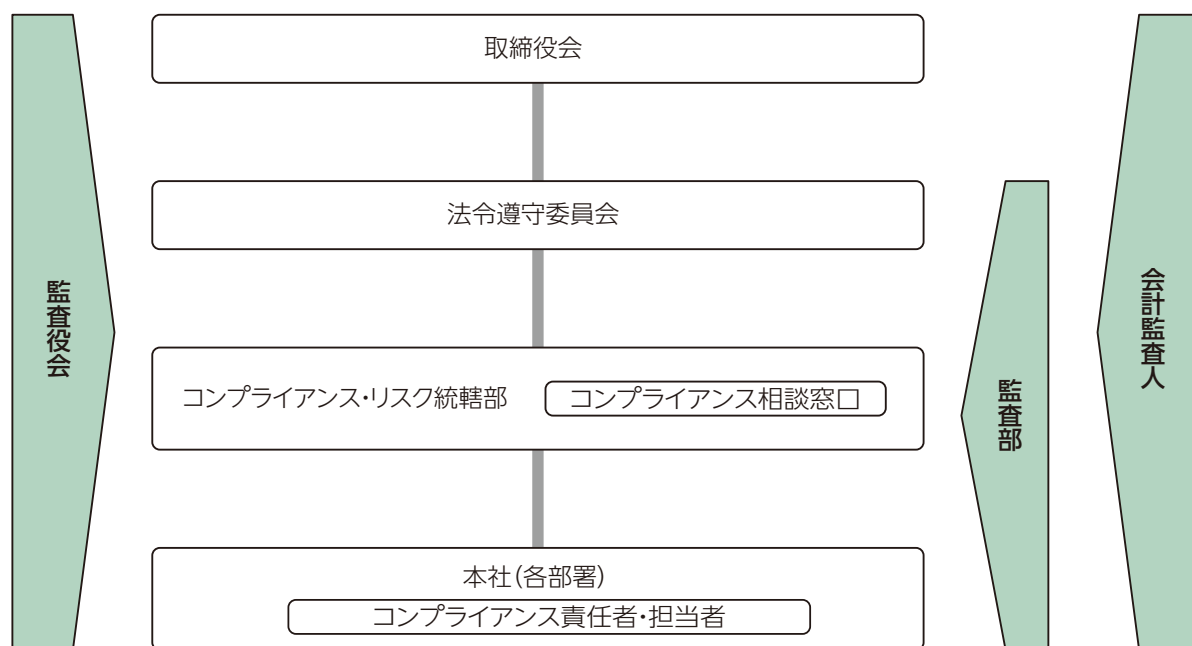
② コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改定・配付しています。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別コンプライアンス研修を定期的 to 実施し、コンプライアンス意識や知識の向上を図っています。

そして、コンプライアンスに関する役職員などからの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける相談窓口を社内外に設け、不適正な事象の早期発見に努めています。万一、不適正な事象が発生した際には迅速かつ適切な対応を行い、再発防止策を講じることとしています。

組織体制



3 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性)

医療保険などのいわゆる第三分野保険は、医療政策等の外的要因の影響を受けやすく、将来の給付金等の支払いについて不確実性を有していると考えられています。そのような第三分野保険の特性を踏まえて、法令および社内規程に定める方法によって定期的にストレステストおよび負債十分性テストを実施し、責任準備金の積立額が将来の給付を十分まかなえる水準であることを確認しています。

(1) テストの概要

当社ではストレステストの実施にあたり、過去の保険事故発生率等の実績にもとづいて将来10年間の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率Aという)と、97.7%をカバーする発生率(危険発生率Bという)を統計的手法により予測しています。この危険発生率Aおよび危険発生率Bを用いて将来の給付額を計算し、それらが保険料計算における予定発生率を用いて計算された将来の給付額を超過していないかを確認しています。

危険発生率Aによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てます。さらに、危険発生率Bによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てるとともに負債十分性テストを実施し、保険料積立金に不足が生じている場合は、保険料積立金を追加して積み立てます。

(2) テストの結果

2025年度決算においては、ストレステストにもとづく危険準備金として積み立てる金額はありません。また、負債十分性テストは、対象となる契約区分がなかったことから実施していません。

なお、危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程にもとづき、算定部署から独立している保険引受リスク管理委員会において、その合理性および妥当性について確認し、牽制機能を確保しています。

ストレステストおよび負債十分性テストの結果

(単位: 百万円)

	2024年度末	2025年度末
保険料積立金	—	—
危険準備金	—	—

4 個人情報等の保護について

当社は、お客さまから信頼される保険会社であるために個人情報の取扱いが重要であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守し、個人情報の適正な取扱いおよび保護に努めています。

(1) プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について

当社では、個人情報に関する方針として「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている個人情報の取扱いルールとして各種規程を定め、お客さまからの個人情報に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、個人情報の取扱いに関する方針を定め、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)その他の関連法令・ガイドラインなどを遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護、および個人情報の取扱いに関するお客さまからのご質問、ご相談・お申出などに対して迅速かつ適切な対応に努めております。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お預かりした個人情報を、以下に記載する利用目的のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社のホームページおよびディスクロージャー誌などに掲載することにより公表するほか、書面などによりお客さまから直接個人情報を収集する場合に明示いたします。

2. 収集する個人情報の種類

保険などの契約に必要な個人情報として、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号の他、お客さまの健康状態、職業などについて収集いたします。

また、当社が提供する各種サービスに関連して本人確認に必要な個人情報などのご提出をお願いする場合がございます。

3. 個人情報の収集方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインなどに照らして適法・公正な方法にて、主に、申込書・契約書やアンケートにより収集いたします。

また、キャンペーン等の実施により、インターネット・郵送等で個人情報を収集する場合があります。

4. 個人情報の提供

当社では、以下の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令にもとづく場合など、個人情報保護法に定められた場合
- (2) 個人情報保護法にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合
- (3) 個人情報保護法にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、関連会社・提携会社との間で個人情報を共同利用する場合、および保険制度の健全な運営に必要なため、お客さまの保険契約などに関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社などと共同して利用する場合など(詳細は当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先」までご連絡ください)
- (4) その他個人情報保護法にもとづき提供が認められる場合

5. 個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じるとともに、個人情報への不正なアクセスなどが行われることを防止するために適切な対策を講じます。

また、当社役職員に対し、研修などを通じて個人情報の適切な取扱いの周知徹底を継続的に行います。

6. お客さまからの開示・訂正・利用停止などのご依頼

お客さまからご自身の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、利用停止などまたは第三者への提供の停止のご依頼があった場合は、ご本人からのお申し出であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応いたします。具体的な手続方法、ならびに利用目的の通知および開示請求に際し申し受けます手数料の詳細につきましては、当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

7. プライバシーポリシーの見直し

当社は、本プライバシーポリシー各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。

また、本プライバシーポリシーを変更した場合、すみやかに当社のホームページに掲載し、公表いたします。

8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先

個人情報の取扱いに関する問い合わせは、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客様サービス室
電話 0120-700-651 ※通話料無料
所在地 〒160-6132
東京都新宿区西新宿8-17-1
ホームページURL : <https://www.fukokushinrai.co.jp>

9. 認定個人情報保護団体におけるお申出・相談窓口

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会に加盟しております。同協会の対象事業者である生命保険会社の個人情報の取扱いに関するお申出・相談窓口は以下のとおりです。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室
電話 03-3286-2648
ホームページURL : <https://www.seiho.or.jp>

10. 特定個人情報等の取扱い

お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に規定する特定個人情報、および個人番号の取扱いにつきましては、別途定める「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」によるものとします。

(2) 特定個人情報等の取扱いについて

当社では、特定個人情報等に関する基本方針として「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている特定個人情報等の取扱ルールとして各種規程を定め、お客さまからの特定個人情報等に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)に規定する特定個人情報(※)、および個人番号(以下、併せて「特定個人情報等」といいます。)の取扱いに関する基本方針を定め、番号法・その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な特定個人情報等の適正な管理・利用と保護、および特定個人情報等の取扱いに関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めます。

※「特定個人情報」とは、個人情報のうち、個人番号(または個人番号の代替物)をその内容に含むものをいいます。

1. 特定個人情報等の利用目的

当社は、お預かりした特定個人情報等を、番号法に規定する以下の個人番号関係事務のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (3) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- (4) 株式等の譲渡の対価等の支払調書作成事務
- (5) 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- (6) 前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

2. 特定個人情報等の収集

当社は、番号法に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合にのみ、特定個人情報等を収集し、また、お客さまに特定個人情報等のご提供をお願いします。

3. 特定個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりした特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の必要かつ適切な管理のために、取扱規程等を策定するとともに、番号法等に規定する「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」および「技術的安全管理措置」を講じます。

また、当社の従業員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報等の提供

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

5. 個人番号の廃棄

当社は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に規定する保存期間が経過したときは、個人番号をすみやかに廃棄または削除します。

6. 特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ先

特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせは、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客様サービス室

電話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL : <https://www.fukokushinrai.co.jp>

5 勧誘方針について

当社は、金融商品の販売においては、関係法令等を遵守し、お客さまを第一に考えた適正・適切な勧誘を行うよう努めています。

なお、当社では以下のとおり「勧誘方針」を定めて公表しています。

勧誘方針

フコクしんらい生命保険株式会社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。特に、未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から適切な勧誘に努めます。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、時間・場所等に十分配慮するように努めます。また、お客さまからのご契約のお申し込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。また、市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

3. お客さまに関する情報は厳正に取り扱います

お客さまのプライバシーを保護するため、業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた「プライバシーポリシー」に則り、厳正に取り扱います。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います

保険業法をはじめとする関係諸法令や、諸規則、ルール等を遵守して適正な販売を行います。事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことがらについて断定的な説明は行いません。

5. 高齢者のお客さまが誤解や誤認のないよう努め、契約の意思確認を行います

高齢者のお客さまには、保険商品について十分ご理解いただき安心して保険商品加入のご検討をいただけるよう、適切かつ十分な説明を行うよう努めます。また商品の特性等を勘案したうえで誤解や誤認のないよう努め、契約の際のトラブルの未然防止、早期発見に努めます。

6 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびにご契約者などへの被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」を以下のとおり定めています。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

1. 目的

本方針は、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびに契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含みます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

(1)取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係をもちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点またはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2)裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

(3)組織としての対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、その対応を担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役および反社会的勢力対応担当取締役の指揮の下、組織全体のみならず、関連会社とも連携して対応します。

(4)外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力との関係遮断に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(5)有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

4. 体制の整備

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するために、当社における一元的な管理態勢の整備および運用を統括する部署を設置し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援する体制を構築します。

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

(1) 経営環境

2025年度のわが国経済は、米国の通商政策の影響で自動車産業など一部業種に収益の弱さが見られたものの、雇用・所得環境の改善により個人消費や設備投資が持ち直し、全体として緩やかな回復基調となりました。

日経平均株価は35,900円台で取引を開始しましたが、4月にはトランプ米政権の大規模な関税政策発表で30,700円台まで急落しました。その後、米国と各国との関税協議の進展やAI関連銘柄への資金流入で上昇し、11月には52,600円台を記録しました。年明け以降は衆院選結果を受けた政策期待から59,300円台まで上昇した後、中東情勢の緊迫化により下落し、年度末は51,000円台で取引を終えました。

10年国債利回りは1.505%で開始し、米国の関税政策へのリスク回避で1.105%まで低下後、米国と各国との関税協議の進展による景気後退懸念の緩和によって上昇基調に転じ、9月には1.665%まで上昇しました。その後、新政権発足に伴う積極財政への警戒感や日銀の利上げ観測を背景に上昇が続き、1月には一時2.380%まで上昇しました。以降はいったん低下したものの、中東情勢の混乱によるインフレ懸念を受けて再び上昇し、年度末は2.345%で取引を終えました。

ドル円相場は149円台で始まり、米国の関税政策発表で139円台まで下落しましたが、その後は関税協議の進展や国内外の金融政策、政治・地政学リスクの影響からドル高基調となり、1月には159円台をつけました。その後はドル売り介入の警戒感から一時下落する場面もありましたが、3月の中東情勢の悪化を背景に再びドル高が進行し、年度末は158円台で取引を終えました。

金融庁においては、8月に「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正が行われ、保険代理店への過度の便宜供与の防止、保険会社から保険代理店への出向の適切な管理、顧客等に関する情報管理態勢の整備等が盛り込まれました。

生命保険業界では、中長期的な人口動態の変化や顧客ニーズの多様化等を踏まえた非保険領域のビジネスを強化する動きや、市中金利の動向や運用環境等を考慮した貯蓄性商品の保険料率の改定が見られました。さらに、ESR（経済価値ベースのソルベンシー規制）対応として、資産・負債の経済価値ベースでの評価を前提にリスク管理を行い、その結果を開示する対応が進められています。

(2) 事業の経過

このような経営環境の中、当社は「一翼になう存在をめざして」を企業理念に掲げ、お客さま一人ひとりの生活をはじめ、代理店等のパートナーやグループ企業の、そして職員一人ひとりの人生の、延いては社会全体の一翼を担いうる存在となることを目指しています。

そのためには、「選ばれ続ける会社」であることが大切であり、すべての職員が“広く社会に目を向け”、“お客さまや代理店の身になって考え”、“チャレンジ精神を発揮しつつ”、“やりがいを感じながら成長を続ける”よう、組織づくりに取り組んでいます。

当社は、代理店を通じた保険商品の販売に特化した専門会社として、金融機関代理店チャンネルと、金融機関代理店以外の一般代理店チャンネルの2軸を中心に事業を展開しています。金融機関代理店チャンネルは信用金庫を、一般代理店チャンネルは共栄火災海上保険株式会社（以下、「共栄火災」といいます。）の損害保険代理店を通じた販売を主軸としており、それぞれパートナーとの協働で成長を続けていきます。

また、フコク生命グループ共通の価値観である「お客さま基点」のもと、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していくというお客さま本位の業務運営を推進しています。

お客さま本位の業務運営を進めるにあたり、当社の考え方を整理、策定した『「お客さま基点」の業務運営方針』（以下、「業務運営方針」といいます。）は、取組みの指標を設定したのち、定期的な検証、内容の見直しを行うことで業務品質の向上を図っています。なお、お客さまに当社の状況をご理解いただけるよう、6月には2024年度の取組状況および業務運営方針に沿った2025年度の指標を公表しました。

① 商品・お客さまサービス

商品・お客さまサービス面では、お客さま一人ひとりに安心をお届けすべく、社会の変化とともに多様化するお客さまのニーズに対応していきます。さらに、お客さまから直接いただく「お客さまの声」や代理店に寄せられたご意見などを当社の貴重な財産と認識し、一体的に分析・管理しながら経営や業務改善に活かす取組みを行っています。

商品面では、お客さまの資産形成ニーズにお応えするため、「3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険」を生命保険窓販商品として、4月に販売再開しました。この商品は、職業の告知のみでお申込みいただくことができ、ご加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけるため、計画的な資産形成に適しています。

お客さまサービス面では、4月よりお客さまの保険料振替口座の設定に関する利便性向上を目的とし、「インターネット口座振替受付サービス」の取扱いを開始しました。これにより、お客さまのスマートフォン等から金融機関Webサイトにアクセスし、ペーパーレス・印鑑レスで保険料振替口座の設定（登録・変更手続き）が可能となりました。

②営業推進

営業推進面では、金融機関代理店チャネルおよび一般代理店チャネルの2軸を中心に貯蓄性商品の安定的な販売および保障性商品の着実な伸展に向け、取組みを進めています。

金融機関代理店チャネルによる保険販売においては、全国の信用金庫を中心に金融機関と提携を行い、金融機関が提供する課題解決機能を通じた貯蓄性商品と保障性商品のバランスのとれた販売を志向しています。

一般代理店チャネルによる保険販売においては、共栄火災の損害保険代理店を通じて、保障性商品を中心に提供を行っており、綿密な連携と販売推進の結果、保障性商品の販売量は増加しています。

また、富国生命のお客さまアドバイザーによる当社商品の販売についても、フコク生命グループ内の経営資源を有効活用し、シナジーのさらなる発揮に向けて取り組んでいます。

③資産運用

ご契約者からお預かりした保険料という資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、円貨建公社債への投資を軸とした運用方針としています。金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性確保を図っています。なお、当社では、お客さまの大切な資産をお預かりし運用する機関投資家として、「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、スチュワードシップ活動にかかる方針や議決権行使の結果等を公表しています。また、アセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、当プリンシプルを受け入れています。

④経営管理

経営管理面では、多様化・複雑化する外部環境の変化に対応し統合的リスク管理の実効性を確保するために、継続的に管理の高度化に取り組んでいます。これにより、安定した利益の確保や財務の健全性の向上を図り、お客さまへより一層の安心とさらなる付加価値の提供に努めています。自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理に向けては、経済価値ベースのソルベンシー規制の適用を踏まえた態勢整備やリスク・リターン指標の経営への活用などの対応を進めました。また、個別のリスク管理においては「金利上昇に係るリスク」を重要なリスクと位置づけて、金利上昇による健全性への影響を継続してモニタリングするとともに、価格変動準備金の積み増し等の財源を活用した財務の健全性確保のための方策を検討・実施しています。

コンプライアンス・リスク管理については、リスクアセスメントを通じたリスクの洗い出し・評価等の実施や役職員に対する定期的な教育を実施することで、コンプライアンスに対して高い感度を持つ企業文化の醸成を図っています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策については、金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、態勢の高度化を進めています。

SDGsに関しては、企業理念や経営方針にもとづいた取組みと17のゴールの関係性を整理し、当社の事業や強みが活かせる優先取組項目を設定することで、事業活動とSDGs達成に向けた貢献活動の一体的な取組みを推進しています。

(3)事業の概要

①新契約高、減少契約高及び保有契約高の状況及び推移

個人保険及び個人年金保険は、新契約高が2,770億円（前年度比20.5%減）、減少契約高が2,015億円（前年度比1.4%増）となり、保有契約高は2兆5,577億円（前年度末比3.0%増）となりました。

また、団体保険の保有契約高は1,277億円（前年度末比5.2%減）となり、個人保険及び個人年金保険の保有契約高に団体保険の保有契約高を加えた保有契約高全体では2兆6,855億円（前年度末比2.6%増）となりました。

②収支及び資産運用の状況

収入面では、保険料等収入は2,056億円（前年度比27.8%減）となりました。また、資産運用収益は291億円（前年度比16.7%増）となりました。その他経常収益を含めた経常収益は2,354億円（前年度比24.3%減）となりました。

支出面では、保険金等支払金は1,648億円（前年度比0.4%増）となり、責任準備金等繰入額は421億円（前年度比64.2%減）となりました。また、資産運用費用は54億円（前年度比75.9%増）、事業費は138億円（前年度比6.9%減）となり、その他経常費用を含めた経常費用は2,299億円（前年度比24.4%減）となりました。

以上の結果、経常利益は55億円（前年度比20.0%減）となりました。

経常利益に価格変動準備金繰入額19億円を含む特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税、法人税等調整額を加算減算した結果、当期純利益は25億円（前年度比35.7%増）となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標である基礎利益は122億円（前年度比21.0%増）となりました。

③資産・負債の状況

総資産は、前年度末から419億円増加し、1兆9,885億円（前年度末比2.2%増）となりました。主な内訳は、公社債1兆8,718億円であり、総資産構成比は94.1%です。

責任準備金は419億円の繰入となり、当年度末の責任準備金の残高は1兆8,870億円（前年度末比2.3%増）となりました。なお、責任準備金のうち、保険料積立金は平準純保険料式により計算しています。また、価格変動

準備金へは19億円を繰り入れ、当年度末の価格変動準備金の残高は190億円(前年度末比11.2%増)となりました。

(4) 会社が対処すべき課題

現在、生命保険会社を取り巻く国内の経営環境は、人口減少を伴う少子高齢化、情報技術の進展や社会のデジタル化に加え、市場環境のさらなる変化、米国の経済財政政策をはじめとする地政学リスクの高まりなど、大きな変化の中にあります。このような経営環境においても、これまで同様に「お客さま基点」のもと、「選ばれ続ける会社」であるために、投資と成長の循環を継続していきます。

その主要な前提として、当社職員のエンゲージメント向上を位置づけています。健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組みを続け、2025年3月に、健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人 2025 (中小規模法人部門)」に認定されています。また、多様な人財が尊重されて活躍できる職場づくりの推進の結果、2025年10月、女性活躍推進に優れた企業として厚生労働省が認定する「えるぼし認定」において、最高位の3つ星を取得しました。さらに、多様性・公平性・包括性・帰属性 (DEIB) の推進に取り組んだ結果、2025年12月、一般社団法人work with Prideが実施する、LGBTQ+などのセクシュアル・マイノリティへの取組みを評価する「PRIDE指標2025」において、初めてブロンズ認定を受けました。今後も「役職員とその家族が健康で、成長や幸福を感じて働き、会社の成長、社会の発展に貢献すること」を重視し、DEIBの推進や心理的安全性等の確保を通じ、お互いが尊重され自分らしく働ける環境づくりを進めます。

パートナーである代理店に向けては、商品特性や保険

本来の機能などについて丁寧な説明を行い、お客さまのニーズに適合した販売活動が促進されるよう努めています。特に、金融機関代理店チャネルの主力である信用金庫には、「研修・セミナーといえばフコクしんらい生命」という認識が定着するよう、信用金庫が抱える様々な課題・ニーズの解決に向け、生命保険を通じたサポートに注力していきます。

一方で、金融機関代理店チャネルにおいて、貯蓄性一時払商品を中心に販売してきた結果、市場環境の影響を受けやすい構造になっています。このため、資産と負債のデュレーション・マッチングによる金利リスクコントロールを行うなど、ALMによるリスク管理を適切に実施するとともに、中期的な時間軸の中で保障性平準払商品の拡販を行うなど収益の源泉の多様化を進めています。引き続き、金融機関代理店チャネルでは「定期保険」、「医療保険」などの保障性商品の取扱代理店の増店に取組み、保障性商品が中期的な成長の柱となるよう保有契約の積み上げを推進していきます。また、一般代理店チャネルにおいては、保障性商品の販売に関するスキルを活かし、保障性商品の保有契約の着実な増加に向けて、その活性化に努めます。

ご加入後のお客さまへのサービスに関しては、当社は代理店を通じて生命保険を販売するビジネスモデルであるためお客さまへの直接の接点は限られています。限定された接点においてより充実したサービスが提供できるよう、わかりやすい書類や資料の作成、ホームページの充実、コールセンターの一層の整備等に取り組んでいます。これからもお客さまにご満足いただけるよう、弛まぬ改善を行います。

今後も、業務品質の向上に努めるとともに、お客さまに寄り添った対応を徹底することで信頼を重ね、企業理念である「一翼をになう存在をめざして」いきます。

2 契約者懇談会開催の状況

2025年度は開催していません。

3 お客さまからのお申し出と苦情の状況

(1) お客さまからのお申し出(各種ご請求・ご相談など)と苦情の状況

当社では、お客さまサービス室内にお客さまからの電話によるご相談窓口として「お客さま相談窓口」を設置し、さまざまなご請求・ご相談・ご要望をお受けしています。

また、「お客さまの声」を直接会社に届けていただくことを目的とし、「お客さまの声はがき」をご契約成立時に送付している保険証券に同封しています。

2025年度のお申し出・苦情の状況については、以下のとおりです。

お申し出・苦情の件数

申出項目	2024年度			2025年度		
	申し出	苦情	合計	申し出	苦情	合計
1. 新契約(資料請求など)	1,923	786	2,709	1,120	633	1,753
2. 収納関係(保険料の払込みなど)	4,357	122	4,479	2,831	123	2,954
3. 保全関係(住所変更、解約、契約者貸付など)	49,784	1,357	51,141	45,423	1,163	46,586
4. 保険金・給付金関係(請求および支払など)	20,284	841	21,125	14,450	601	15,051
5. 控除証明書など	2,375	318	2,693	1,764	151	1,915
6. その他	11,195	1,409	12,604	6,751	1,313	8,064
合計	89,918	4,833	94,751	72,339	3,984	76,323

2024年度と比べ、申出件数は全体で17,579件減少、苦情件数は全体で849件の減少となっています。

(2) 「お客さまの声」を活かした取組み

当社では、『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場に立った業務改善に活かすことを重要な取組みとして位置づけています。お客さま相談窓口や代理店に寄せられたお申し出、苦情、ご意見、ご要望は、当社の貴重な財産です。これらを経営に活かすことで、お客さまから選ばれる会社となることを目指しています。

業務改善に向けた取組みとして、「お客さまの声委員会」において、定期的に「お客さまの声」に対して、P(計画)・D(実行)・C(評価)・A(改善)のサイクルに沿った運営を行い、継続的な業務改善に活用しています。

「お客さまの声」を活かした業務改善の主な事例は、以下のとおりです。

- お客さまの声 …… Web上で各種手続きが行えるようにしてほしい。
- 改善内容 …… 2025年度より、Web上で可能なお手続きに、インターネット口座振替受付サービス、ご契約者の改姓・改名、法人契約の商号・組織・代表者変更を追加しました。これにより、情報の入力や必要書類のアップロードを通じて、ペーパーレスでの変更が可能となります。

4 金融ADR制度について

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続のことで、身の回りで起こるトラブルに対し、裁判ではなく、中立・公正な立場で第三者が介在し柔軟な解決を図る手続きです。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会となっており、当社は2010年10月から(一社)生命保険協会との間で、紛争解決等手続に関する「手続実施基本契約」を締結しています。

当社では、お客さまからの苦情のお申し出を承った場合は、迅速・誠実に対応し、適正な解決を図るように努めていますが、当社の対応で解決にいたらない場合は、お客さまのご判断により、指定紛争解決機関にお申し出いただくこともできます。

(一社)生命保険協会の生命保険相談所では、生命保険に関するさまざまなご相談やご照会、苦情をお受けしています。

生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会に申し立てることができます。

詳しくは、(一社)生命保険協会のホームページでご覧いただけます。

(一社)生命保険協会ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp>

5 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

① ディスクロージャー誌などによる情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」(本誌)を毎年作成しています。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置くとともに、生命保険協会など関係機関へも配布しています。さらに、本誌を当社ホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しています。

また、ご契約者へ年1回ご送付しています「フコクしんらい生命からのお知らせ」とともに、直近の主要業績などを記載した「ご契約者の皆さまへ」をお送りしています。



(フコクしんらいレポート)



(ご契約者の皆さまへ)

② ホームページによる情報提供

当社では、ホームページを通じて、保険金・給付金等のご請求手続のご案内、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報とともに、当社をよりご理解いただくためのコンテンツをご提供しています。また、「ニュースリリース」や「お知らせ」では当社に関する情報も随時発信しています。

ホームページアドレス

<https://www.fukokushinrai.co.jp>



(ホームページ)

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

個別商品に関する特徴やしくみについては、商品パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しています。注意喚起情報・お客さまの個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申し込みいただく保険商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客さまにご確認いただくこととしています。



(商品パンフレット)



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、以下のような情報提供を行っています。

保険料のお払込みにに関するお知らせ	・生命保険料口座振替のご案内 ・保険料払込完了のお知らせ ・口座振替再請求のご案内 ・保険料振替貸付のご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	・フコクしんらい生命からのお知らせ ・生命保険契約失効のご案内 ・保険料振替貸付金残高のお知らせ ・保険期間満了のお知らせ ・更新のご案内
貸付金に関するお知らせ	・利息繰入のご案内
その他	・生命保険料控除証明書
満期保険金・年金・祝金等に関するお知らせ	・各種手続のご案内

③ ご契約内容などに関する情報提供

ご契約者からのご照会については、「お客さま相談窓口」で承っています。

ご契約内容はもとより、解約返戻金などの試算、貸付金の残高など、ご契約に関する内容・さまざまなお手続きについてご照会いただけます。

<お客さま相談窓口>

電話番号：0120-700-651 ※通話料無料

受付時間：9:00～18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

6 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

ご契約者が、生命保険商品および制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、ご契約者に是非ご理解いただきたい情報については、「ご契約のしおり・約款」およびご契約の際にお渡しする「注意喚起情報」に記載しています。主なものは以下のとおりです。

クーリング・オフ制度…………… 申込者または保険契約者は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面（郵送）または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて8日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料（充当金）の領収日（当社指定の金融機関口座へお振り込みいただいた場合、指定口座への着金日）のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内

ただし、当社の指定した医師の診査を受けた場合や法人を保険契約者とする保険契約などの場合は、クーリング・オフの取扱いはできません。

告知義務・告知義務違反…………… 保険会社にご契約を引き受ける場合、お客さまに過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態、ご職業などについて書面（告知書）にておたずねし、ありのままを正確にもれなくお知らせいただくことになっています。これを告知義務といいます。

告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

保険金・給付金などが支払われない場合…………… ご契約が継続していても保険金・給付金などが支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から3年以内に自殺したとき②保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、死亡した被保険者の数によっては全額または削減して支払うことがあります。）などの場合には、保険金・給付金などは支払われません。

ご契約の失効…………… 保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金などが支払われなくなります。

なお、ご契約の保険種類によっては、保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申し出がないかぎり、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立て替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金…………… ご契約が解約された場合などに、保険契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は保険金などの支払いに、一部はご契約を管理する費用などに充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。

7 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的な考え方

当社では『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、生命保険商品・サービスの提供に際し、お客さまの最善の利益を実現するためには、お客さまのニーズを的確に捉え、必要な情報を適切に分かりやすくご提供することが重要であると考えています。この認識のもと、生命保険商品やご提供しているサービスに関する知識はもちろんのこと、コンプライアンス、社会保障制度やライフプランニングなど、お客さまにご提案を行ううえで必要となる知識・技術を習得できるよう、代理店に対し、定期的・継続的に教育・研修を実施しています。これからも、知識・技術の質を高め、お客さまに高い価値をご提供できるよう努めます。

(2) 業界共通教育

初めて代理店(募集人)となるには、所定の研修を受け、生命保険協会が実施する一般課程試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。当社では、一般課程研修カリキュラムにもとづき、一般課程試験の合格に向けた「基礎研修」と、実践販売の基礎を習得する「実践研修」を実施しています。

その後、段階に応じて、専門課程試験などの各試験への取組みを推進し、より幅広い知識の習得と販売技術の向上を目指すよう指導しています。

また、生命保険協会は2009年4月に「継続教育制度」を新設しました。この制度では、生命保険募集人が募集活動において、「お客さま重視・法令等遵守」の視点を持ち続けるために、毎年継続・反復的に教育を受けていく仕組みを定めています。当社では、継続教育制度標準カリキュラムにもとづき、より効果的な研修体系を用意し、生命保険募集人が「お客さま重視・法令等遵守」の視点にもとづいた行動をとることができるよう努めています。

(3) 当社独自研修

全国の金融機関代理店および一般代理店に向けた研修を、対面またはWeb会議システムを使用したオンラインで実施しています。今後も代理店に対し、幅広い知識や販売技術の習得に向けた研修実施に努めます。

① 金融機関代理店向け研修

全国の金融機関の営業店や本部担当者を対象とした研修をオンラインや対面にて実施しています。外部講師による講義や社内講師による研修を通じて、お客さまの課題を解決するための手法を学ぶことができる研修です。2025年度は研修を14回実施し、延べ537金融機関3,108名の参加となりました。

② 一般代理店向け研修

業界共通教育に加え生命保険商品の販売に必要な、幅広い知識や販売技術の習得に向けた研修を実施しており、オンラインによる研修も積極的に活用しています。

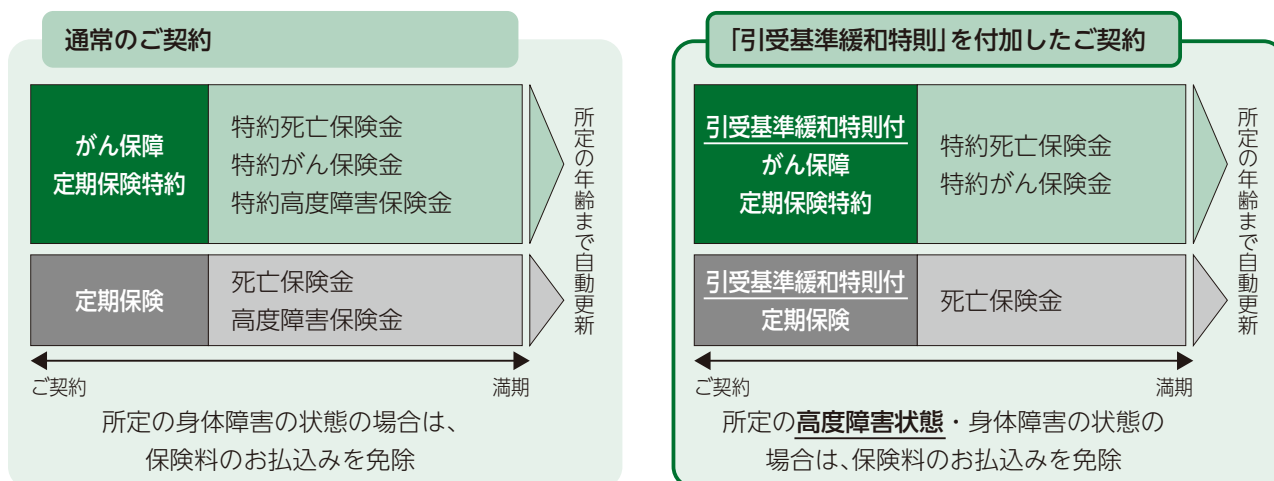
8 新規開発商品の状況

当社は創業以来、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインアップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計ができるよう努めています。直近の新商品はつぎのとおりです。

●「引受基準緩和特則」の創設(2026年4月2日)

定期保険およびがん保障定期保険特約に付加することができる「引受基準緩和特則」を開発しました。

「引受基準緩和特則」を付加することで、引受基準を緩和した簡単な告知でお申し込みいただけます。これまで健康状態を理由に生命保険への加入を諦めていた方でも、ご加入いただきやすくなっています。



「引受基準緩和特則」を付加したご契約は、通常のご契約と比べ、上図のとおりつぎの点が異なります。

- 高度障害保険金(定期保険)、特約高度障害保険金(がん保障定期保険特約)はありません。
- 所定の高度障害状態の場合は、保険料のお払込みを免除します。

※本特則を付加したご契約は引受基準を緩和しているため、通常のご契約に比べて保険料が割り増しされています。

※健康状態によっては、より詳細な告知をいただくことで、通常のご契約にご加入いただける場合があります。

(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)

上記の説明内容は商品の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「契約概要」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)などを必ずご覧ください。

9 主な保険商品一覧(2026年4月2日現在)

(1) 主な個人向け商品

契約年齢の範囲内でも、ご契約内容などによりご加入いただけない場合がありますので、ご注意ください。

【金融機関窓口でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	利率更改型一時払終身保険		15歳～79歳
	利率更改型一時払終身保険 利率固定型一時払終身保険		【利率更改型】 15歳～79歳
			【利率固定型】 80歳～90歳
もしものときの備えをお手頃な保険料で確保したいとお考えの方に	定期保険		15歳～75歳
病気やケガによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～80歳 (契約年齢0歳は、 生後15日以上)
セカンドライフのための備えをお考えの方に	3年ごと利差配当付災害死亡給付金付 個人年金保険〈一時払型〉〈積立型〉		0歳～80歳

(注) 取扱商品は金融機関により異なる場合があります。

【一般代理店(金融機関以外の代理店)でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型終身保険		15歳～65歳
	利率更改型一時払終身保険		15歳～79歳
ご病気などの理由で保険加入をあきらめていた方	長寿祝金支払特則付低解約返戻金型 終身保険(無選択型)		50歳～80歳
もしものときの備えを一定期間確保したいとお考えの方に	定期保険		6歳～80歳
	低解約返戻金型長期定期保険		
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障保険		15歳～75歳
病気やケガによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～80歳 (契約年齢0歳は、 生後15日以上)
大切なお子さまの教育資金などの準備をお考えの方に	5年ごと利差配当付こども保険		被保険者：0歳～9歳 保険契約者：18歳～60歳

(注) 取扱商品は代理店により異なる場合があります。

(2) 主な特約

特約によっては、保険種類やご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

① 保障を充実させるための特約

主なご利用の目的	特約名
もしものときの備えをより充実させたいとお考えの方に	平準定期保険特約
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障特約
3大疾病(がん(上皮内がんを除く)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	特定疾病保障定期保険特約
がん(上皮内がんを除く)への備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約
認知症・介護への備えをお考えの方に	介護保障定期保険特約
	軽度介護保障特約

② 災害保障を追加するための特約

主なご利用の目的	特約名
災害による死亡・高度障害状態への備えをお考えの方に	災害割増特約
災害による死亡・身体障害への備えをお考えの方に	傷害特約

③ 死亡・高度障害状態の保障を他の保障に移行させるための特約

主なご利用の目的	特約名
終身保険などについて、生涯にわたる保障に代えて年金で受け取ることをお考えの方に	5年ごと利差配当付年金支払移行特約

④ 生存中に保険金を受け取るための特約

主なご利用の目的	特約名
余命6か月以内と判断されたときに所定の保険金を受け取ることをお考えの方に	リビング・ニーズ特約(2009)

(3) 解約返戻金抑制型医療保険専用の特約

特約によっては、ご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

主なご利用の目的	特約名
退院後の通院への備えをお考えの方に	退院後通院特約
がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等、腎疾患、肝疾患、脾疾患、感染症への備えをお考えの方に	特定8疾病・特定感染症入院特約
がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患への備えをお考えの方に	特定3疾病給付金特約
先進医療への備えをお考えの方に	先進医療特約
がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患による経済的負担への備えをお考えの方に	医療保険用保険料払込免除特約

上記(1)～(3)の説明内容は主な個人向け商品(主契約・特約)の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「契約概要」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)などを必ずご覧ください。

(4) 企業・団体向け商品

名称	特徴
総合福祉団体定期保険	団体(会社・協同組合等)の定める福利厚生規程(弔慰金・死亡退職金規程など)の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
団体定期保険(Bグループ保険)	団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になれます。
団体信用生命保険	賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

10 情報システムに関する状況

ご契約のお申込みや保険金のお支払い、決算などの事務処理で使用する基幹システムのサービスレベルを向上させるとともに、機器の入れ替えなどによりシステムの一層の安定稼働やコスト削減に取り組んでいます。

11 保険金・給付金のお支払状況について

2025年度に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金3,982件、給付金6,151件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金24件、給付金196件でした。

■保険金等のお支払件数、お支払非該当件数および内訳

(2025年度)

区分			
	保険金	給付金	合計
詐欺による取消・無効	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	0	15	15
重大事由による解除	0	0	0
免責事由に該当	14	6	20
支払事由に非該当	10	174	184
その他	0	1	1
お支払非該当件数合計	24	196	220
お支払件数	3,982	6,151	10,133

(参考：2024年度)

	保険金	給付金	合計
	0	0	0
	0	0	0
	0	14	14
	0	0	0
	12	1	13
	14	142	156
	0	0	0
	26	157	183
	3,408	6,629	10,037

(注) 上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による取消・無効……………契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活）された場合、保険契約は取消または無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。

不法取得目的による無効……………契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活）した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。

告知義務違反による解除……………契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。

重大事由による解除……………保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。

免責事由に該当……………約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」（免責事由）に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。

支払事由に非該当……………保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

Ⅳ 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	213,470	255,246	289,409	311,109	235,474
経常利益	1,224	1,569	3,546	6,906	5,527
基礎利益	△ 1,493	1,507	6,525	10,144	12,271
当期純利益	505	807	1,414	1,892	2,568
資本金総額	60,999	60,999	60,999	60,999	60,999
発行済株式の総数	886千株	886千株	886千株	886千株	886千株
総資産	1,655,597	1,716,866	1,828,460	1,946,534	1,988,533
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	1,556,383	1,618,789	1,727,351	1,845,128	1,887,063
貸付金残高	3,271	3,368	3,357	3,266	3,193
有価証券残高	1,485,155	1,586,928	1,731,360	1,881,435	1,909,348
ソルベンシー・マージン比率	新基準	—	—	—	※
	旧基準	1,117.1%	1,068.9%	996.5%	901.0%
従業員数	262名	267名	269名	277名	288名
保有契約高	2,322,528	2,369,048	2,480,222	2,616,926	2,685,526
うち個人保険	1,330,967	1,525,964	1,763,917	2,027,897	2,198,350
うち個人年金保険	835,518	691,389	568,597	454,328	359,444
うち団体保険	156,042	151,693	147,707	134,700	127,731

※2025年度のソルベンシー・マージン比率については、追って公表予定の「フコクしんらいレポート2026追補版」にて開示します。

(注) 1. 資本金総額は、資本金と資本準備金の合計を記載しています。

2. ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等)がなされています。そのため、2021～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出しています。

3. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度 2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)	科目	年度 2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
金額	金額	金額	金額	金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	45,102	56,960	保険契約準備金	1,850,631	1,892,785
現金	0	0	支払備金	5,210	5,432
預貯金	45,102	56,959	責任準備金	1,845,128	1,887,063
有価証券	1,881,435	1,909,348	契約者配当準備金	291	290
国債	1,056,940	1,107,199	代理店借	688	350
地方債	216,379	185,760	再保険借	9	9
社債	582,273	578,899	その他負債	5,468	4,243
株式	78	—	未払法人税等	1,590	768
外国証券	1,958	1,928	未払金	80	42
その他の証券	23,805	35,560	未払費用	1,145	871
貸付金	3,266	3,193	預り金	20	21
保険約款貸付	3,266	3,193	リース債務	2,020	2,170
有形固定資産	256	240	資産除去債務	43	43
建物	85	79	仮受金	569	324
その他の有形固定資産	171	160	退職給付引当金	9	12
無形固定資産	2,218	2,295	価格変動準備金	17,114	19,029
ソフトウェア	342	284	負債の部合計	1,873,922	1,916,430
リース資産	1,820	1,950	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	55	60	資本金	35,499	35,499
代理店貸	0	0	資本剰余金	25,499	25,499
再保険貸	44	31	資本準備金	25,499	25,499
その他資産	6,567	6,715	利益剰余金	13,672	15,639
未収金	1,499	1,321	利益準備金	120	240
前払費用	270	281	その他利益剰余金	13,552	15,399
未収収益	4,411	4,769	繰越利益剰余金	13,552	15,399
預託金	292	293	株主資本合計	74,672	76,639
仮払金	90	47	その他有価証券評価差額金	△ 2,060	△ 4,537
その他の資産	2	2	評価・換算差額等合計	△ 2,060	△ 4,537
繰延税金資産	7,642	9,747	純資産の部合計	72,611	72,102
貸倒引当金	△ 0	△ 0	負債及び純資産の部合計	1,946,534	1,988,533
資産の部合計	1,946,534	1,988,533			

2 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月 1日から 2026年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		311,109	235,474
保険料等収入		284,954	205,654
保険料		284,897	205,612
再保険収入		56	42
資産運用収益		24,939	29,114
利息及び配当金等収入		24,725	28,527
預貯金利息		4	0
有価証券利息・配当金		24,625	28,434
貸付金利息		95	93
その他利息配当金		0	—
有価証券売却益		213	587
その他経常収益		1,214	704
年金特約取扱受入金		5	13
保険金据置受入金		876	656
支払備金戻入額		259	—
その他の経常収益		73	35
経常費用		304,202	229,946
保険金等支払金		164,243	164,866
保険金		16,491	18,579
年金		106,240	87,893
給付金		3,335	2,616
解約返戻金		37,891	55,501
その他返戻金		189	184
再保険料		94	91
責任準備金等繰入額		117,776	42,155
支払備金繰入額		—	221
責任準備金繰入額		117,776	41,934
契約者配当金積立利息繰入額		0	0
資産運用費用		3,099	5,450
支払利息		17	24
有価証券売却損		2,933	5,413
貸倒引当金繰入額		0	0
その他運用費用		148	12
事業費		14,831	13,805
その他経常費用		4,250	3,667
保険金据置支払金		1,006	825
税金		2,235	1,845
減価償却費		1,002	990
退職給付引当金繰入額		3	3
その他の経常費用		2	1
経常利益		6,906	5,527
特別損失		4,402	1,915
固定資産等処分損		0	0
価格変動準備金繰入額		4,402	1,915
契約者配当準備金繰入額		194	162
税引前当期純利益		2,309	3,450
法人税及び住民税		2,178	1,985
法人税等調整額		△ 1,761	△ 1,103
法人税等合計		417	882
当期純利益		1,892	2,568

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月 1日から 2026年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)		2,309	3,450
減価償却費		1,002	990
支払備金の増減額(△は減少)		△ 259	221
責任準備金の増減額(△は減少)		117,776	41,934
契約者配当準備金積立利息繰入額		0	0
契約者配当準備金繰入額		194	162
貸倒引当金の増減額(△は減少)		0	△ 0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		2	2
価格変動準備金の増減額(△は減少)		4,402	1,915
利息及び配当金等収入		△ 24,725	△ 28,527
有価証券関係損益(△は益)		2,719	4,825
支払利息		17	24
有形固定資産関係損益(△は益)		0	0
代理店貸の増減額(△は増加)		△ 0	0
再保険貸の増減額(△は増加)		△ 8	12
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		127	163
代理店借の増減額(△は減少)		144	△ 338
再保険借の増減額(△は減少)		△ 3	△ 0
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		347	△ 422
その他		504	470
小計		104,552	24,885
利息及び配当金等の受取額		23,853	27,725
利息の支払額		△ 17	△ 24
契約者配当金の支払額		△ 193	△ 163
法人税等の支払額		△ 1,220	△ 2,807
営業活動によるキャッシュ・フロー		126,973	49,615
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 260,674	△ 166,517
有価証券の売却・償還による収入		99,083	130,653
貸付けによる支出		△ 542	△ 548
貸付金の回収による収入		223	241
その他		132	56
資産運用活動計		△ 161,777	△ 36,114
(営業活動及び資産運用活動計)		(△ 34,803)	(13,501)
有形固定資産の取得による支出		△ 149	△ 44
無形固定資産の取得による支出		△ 120	△ 136
その他		△ 146	△ 12
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 162,192	△ 36,308
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		△ 600	△ 600
リース債務の返済による支出		△ 881	△ 849
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,481	△ 1,450
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 36,701	11,857
現金及び現金同等物期首残高		81,804	45,102
現金及び現金同等物期末残高		45,102	56,960

(注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から概ね3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 株主資本等変動計算書

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	35,499	25,499	25,499	－	12,381	12,381	73,380	4,389	4,389	77,770
当期変動額										
剰余金の配当				120	△ 720	△ 600	△ 600			△ 600
当期純利益					1,892	1,892	1,892			1,892
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)								△ 6,449	△ 6,449	△ 6,449
当期変動額合計	－	－	－	120	1,171	1,291	1,291	△ 6,449	△ 6,449	△ 5,158
当期末残高	35,499	25,499	25,499	120	13,552	13,672	74,672	△ 2,060	△ 2,060	72,611

2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	35,499	25,499	25,499	120	13,552	13,672	74,672	△ 2,060	△ 2,060	72,611
当期変動額										
剰余金の配当				120	△ 720	△ 600	△ 600			△ 600
当期純利益					2,568	2,568	2,568			2,568
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)								△ 2,476	△ 2,476	△ 2,476
当期変動額合計	－	－	－	120	1,847	1,967	1,967	△ 2,476	△ 2,476	△ 509
当期末残高	35,499	25,499	25,499	240	15,399	15,639	76,639	△ 4,537	△ 4,537	72,102

注記事項

(貸借対照表関係)

2024年度末

1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。

なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、会社都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
7. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
8. 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等(以下「既発生未報告支払備金」という。))については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

2025年度末

1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。

なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、会社都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
7. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
8. 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等(以下「既発生未報告支払備金」という。))については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

2024年度末

2025年度末

9. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
10. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
- (1) ソフトウェア
利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (2) リース資産
リース期間に基づく定額法によっております。
11. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

12. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。「リースに関する会計基準」（2024年9月13日 企業会計基準第34号）及び「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日 企業会計基準適用指針第33号）等の公表により、リースに関する会計処理等が改正されることとなります。強制適用は2027年4月1日以後開始する年度の期首からであり、2027年度の期首から適用する予定であります。当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。
13. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に関する基本方針に則って諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。
- 主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,881,435	1,766,305	△ 115,129
満期保有目的の債券	499,227	486,167	△ 13,059
責任準備金対応債券	1,131,956	1,029,886	△ 102,069
その他有価証券	250,250	250,250	—
貸付金	3,266	3,266	△ 0
保険約款貸付	3,266	3,266	△ 0

9. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
10. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
- (1) ソフトウェア
利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (2) リース資産
リース期間に基づく定額法によっております。
11. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- なお、小区分は次のとおり設定しております。
- (1) 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険（一時払）
- (2) 5年ごと利差配当付終身保険（一時払）
- (3) 利率更改型一時払終身保険

12. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。「リースに関する会計基準」（2024年9月13日 企業会計基準第34号）及び「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日 企業会計基準適用指針第33号）等の公表により、リースに関する会計処理等が改正されることとなります。強制適用は2027年4月1日以後開始する年度の期首からであり、2027年度の期首から適用する予定であります。当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。
13. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に関する基本方針に則って諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。
- 主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,909,348	1,657,608	△ 251,739
満期保有目的の債券	493,420	445,767	△ 47,653
責任準備金対応債券	1,127,199	923,113	△ 204,086
その他有価証券	288,727	288,727	—
貸付金	3,193	3,193	△ 0
保険約款貸付	3,193	3,193	△ 0

2024年度末					2025年度末				
14. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。 (1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)					14. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。 (1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)				
区分	時価				区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	71,385	178,865	—	250,250	有価証券	82,763	205,964	—	288,727
その他有価証券	71,385	178,865	—	250,250	その他有価証券	82,763	205,964	—	288,727
国債	50,688	—	—	50,688	国債	50,744	—	—	50,744
地方債	—	16,984	—	16,984	地方債	—	18,210	—	18,210
社債	—	156,735	—	156,735	社債	—	182,283	—	182,283
株式	78	—	—	78	株式	—	1,928	—	1,928
外国証券	—	1,958	—	1,958	外国証券	—	1,928	—	1,928
その他の証券	20,618	3,186	—	23,805	その他の証券	32,018	3,542	—	35,560
(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円)					(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円)				
区分	時価				区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	938,618	577,435	—	1,516,054	有価証券	883,406	485,474	—	1,368,881
満期保有目的の債券	338,253	147,914	—	486,167	満期保有目的の債券	311,375	134,391	—	445,767
国債	338,253	—	—	338,253	国債	311,375	—	—	311,375
地方債	—	77,199	—	77,199	地方債	—	70,953	—	70,953
社債	—	70,714	—	70,714	社債	—	63,437	—	63,437
責任準備金対応債券	600,365	429,521	—	1,029,886	責任準備金対応債券	572,031	351,082	—	923,113
国債	600,365	—	—	600,365	国債	572,031	—	—	572,031
地方債	—	108,959	—	108,959	地方債	—	73,861	—	73,861
社債	—	320,562	—	320,562	社債	—	277,220	—	277,220
貸付金	—	—	3,266	3,266	貸付金	—	—	3,193	3,193
保険約款貸付	—	—	3,266	3,266	保険約款貸付	—	—	3,193	3,193
(3)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明					(3)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明				
ア. 有価証券 有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。					ア. 有価証券 有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。				
イ. 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。					イ. 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。				
15. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は22百万円であります。なお、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額はありません。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。					15. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は28百万円であります。なお、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額はありません。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。				
16. 有形固定資産の減価償却累計額は457百万円であります。					16. 有形固定資産の減価償却累計額は469百万円であります。				
17. 関係会社に対する金銭債権の総額は62百万円、金銭債務の総額は257百万円であります。					17. 関係会社に対する金銭債権の総額は16百万円、金銭債務の総額は124百万円であります。				

2024年度末	2025年度末																				
18. 繰延税金資産の総額は7,706百万円、繰延税金負債の総額は8百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は55百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金4,951百万円及び保険契約準備金1,350百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、資産除去債務に係る償却超過額8百万円であります。 当年度における法定実効税率は28.0％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率18.1％との間の差異の主要な内訳は、税率変更による影響△8.8％、税額控除△3.3％であります。 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率は28.0％を適用しておりましたが、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.9％に変更になりました。この変更により、当期末における繰延税金資産は230百万円の増加となります。また、法人税等調整額は202百万円の減少となります。 19. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>当期首現在高</td><td>290百万円</td></tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td><td>193百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>194百万円</td></tr> <tr> <td>当期末現在高</td><td>291百万円</td></tr> </table> 20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は12百万円であります。 21. 1株当たりの純資産額は81,944円92銭であります。 22. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 (2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、104百万円であります。	当期首現在高	290百万円	当期契約者配当金支払額	193百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	194百万円	当期末現在高	291百万円	18. 繰延税金資産の総額は9,811百万円、繰延税金負債の総額は8百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は55百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金5,505百万円、保険契約準備金2,044百万円及びその他有価証券の評価差額1,880百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、資産除去債務に係る償却超過額8百万円であります。 当年度における法定実効税率は28.0％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率25.6％との間の差異の主要な内訳は、税額控除△1.9％であります。 19. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>当期首現在高</td><td>291百万円</td></tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td><td>163百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>162百万円</td></tr> <tr> <td>当期末現在高</td><td>290百万円</td></tr> </table> 20. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は18百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は12百万円であります。 21. 1株当たりの純資産額は81,369円91銭であります。 22. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 (2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、111百万円であります。	当期首現在高	291百万円	当期契約者配当金支払額	163百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	162百万円	当期末現在高	290百万円
当期首現在高	290百万円																				
当期契約者配当金支払額	193百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	194百万円																				
当期末現在高	291百万円																				
当期首現在高	291百万円																				
当期契約者配当金支払額	163百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	162百万円																				
当期末現在高	290百万円																				

注記事項
(損益計算書関係)

2024年度	2025年度
1. 関係会社との取引による収益の総額は70百万円、費用の総額は2,127百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、株式等213百万円であります。 3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,933百万円であります。 4. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は1百万円であります。 5. 1株当たりの当期純利益は2,135円26銭であります。	1. 関係会社との取引による収益の総額は32百万円、費用の総額は779百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券509百万円、株式等77百万円であります。 3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券5,413百万円であります。 4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は18百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円であります。 5. 1株当たりの当期純利益は2,898円26銭であります。

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

2024年度

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式				
普通株式	886	－	－	886
合計	886	－	－	886

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	600	678	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	600	利益 剰余金	678	2025年 3月31日	2025年 6月27日

2025年度

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式				
普通株式	886	－	－	886
合計	886	－	－	886

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	600	678	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 6月25日 定時株主 総会	普通株式	600	利益 剰余金	678	2026年 3月31日	2026年 6月26日

5 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	22	28
危険債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
小計 (対合計比)	22 (0.68)	28 (0.89)
正常債権	3,281	3,201
合計	3,303	3,230

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

7 有価証券等の時価情報(会社計)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位：百万円)

区分	2024年度末					2025年度末				
	帳簿 価額	時価	差損益			帳簿 価額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の債券	499,227	486,167	△ 13,059	9,563	22,623	493,420	445,767	△ 47,653	905	48,559
責任準備金対応債券	1,131,956	1,029,886	△ 102,069	7,389	109,458	1,127,199	923,113	△ 204,086	2,115	206,201
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	253,189	250,250	△ 2,938	5,446	8,384	295,145	288,727	△ 6,417	10,027	16,445
公社債	231,011	224,408	△ 6,603	1,328	7,932	267,504	251,239	△ 16,265	107	16,373
株式	33	78	44	44	—	—	—	—	—	—
外国証券	2,000	1,958	△ 41	—	41	2,000	1,928	△ 72	—	72
公社債	2,000	1,958	△ 41	—	41	2,000	1,928	△ 72	—	72
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	20,143	23,805	3,661	4,073	411	25,640	35,560	9,920	9,920	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,884,373	1,766,305	△ 118,068	22,399	140,467	1,915,766	1,657,608	△ 258,157	13,048	271,205
公社債	1,862,196	1,740,463	△ 121,732	18,281	140,014	1,888,125	1,620,120	△ 268,005	3,128	271,133
株式	33	78	44	44	—	—	—	—	—	—
外国証券	2,000	1,958	△ 41	—	41	2,000	1,928	△ 72	—	72
公社債	2,000	1,958	△ 41	—	41	2,000	1,928	△ 72	—	72
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	20,143	23,805	3,661	4,073	411	25,640	35,560	9,920	9,920	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	299,175	308,738	9,563	145,380	146,286	905
公社債	299,175	308,738	9,563	145,380	146,286	905
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	200,052	177,428	△ 22,623	348,040	299,481	△ 48,559
公社債	200,052	177,428	△ 22,623	348,040	299,481	△ 48,559
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	231,696	239,085	7,389	149,387	151,502	2,115
公社債	231,696	239,085	7,389	149,387	151,502	2,115
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	900,259	790,801	△ 109,458	977,812	771,611	△ 206,201
公社債	900,259	790,801	△ 109,458	977,812	771,611	△ 206,201
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区分	2024年度末			2025年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	52,600	58,047	5,446	37,991	48,019	10,027
公社債	40,820	42,149	1,328	12,351	12,458	107
株式	33	78	44	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	11,746	15,819	4,073	25,640	35,560	9,920
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	200,588	192,203	△ 8,384	257,153	240,708	△ 16,445
公社債	190,190	182,258	△ 7,932	255,153	238,780	△ 16,373
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	2,000	1,958	△ 41	2,000	1,928	△ 72
その他の証券	8,397	7,985	△ 411	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

●市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2024年度末	2025年度末
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	—	—
国内株式	—	—
外国株式	—	—
その他	—	—
合計	—	—

責任準備金対応債券について

当社では、金利変動リスクを管理する観点から、保険商品の運用における債券の組み入れにあたり、保険負債のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と債券資産のデュレーションとを概ね一致させる方針としております。

「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづいて、以下の保険契約群(小区分)を特定し、保有債券の一部を責任準備金対応債券に区分しております。

- 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(一時払)
- 5年ごと利差配当付終身保険(一時払)
- 利率更改型一時払終身保険

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

① 定性的情報

2024年度、2025年度には、取引の実績はありません。

② 定量的情報

2024年度末、2025年度末には、取引残高はありません。

8 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

		2024年度	2025年度
基礎利益	A	10,144	12,271
キャピタル収益		213	587
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		213	587
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		3,068	5,413
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		2,933	5,413
有価証券評価損		—	—
金融派生商品費用		—	—
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		135	—
キャピタル損益	B	△ 2,854	△ 4,825
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	7,290	7,446
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		383	1,918
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		383	1,917
個別貸倒引当金繰入額		0	0
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	0
臨時損益	C	△ 383	△ 1,918
経常利益	A+B+C	6,906	5,527

(注)その他項目の内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
基礎利益	135	0
投資信託の解約損益	135	—
再保険に関する損益	—	0
その他キャピタル費用	135	—
投資信託の解約損益	135	—
その他臨時費用	—	0
再保険に関する損益	—	0

〈参考〉基礎利益の内訳(三利源)

(単位:百万円)

区分	2024年度	2025年度
基礎利益(①+②+③)	10,144	12,271
①費差損益	1,072	1,937
②危険差損益	1,421	1,373
③利差損益	7,650	8,961

- (注) 1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益(△は損)です。
2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益(△は損)です。
3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益(△は逆ざや)です。

9 計算書類等についての会計監査人による監査

2025年度の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号にもとづき、会計監査人であるMooreみらい監査法人による監査を受けています。

(注)なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断にもとづき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

10 財務諸表についての代表者による確認

2025年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていることおよび内部監査が有効に機能していることを確認しています。

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高および新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	2024年度末				2025年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	462,292	13.9	2,027,897	15.0	487,287	5.4	2,198,350	8.4
個人年金保険	167,847	△ 22.8	454,328	△ 20.1	134,013	△ 20.2	359,444	△ 20.9
団体保険	—	—	134,700	△ 8.8	—	—	127,731	△ 5.2

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	2024年度						2025年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	74,032	2.6	348,366	13.4	348,366	—	46,729	△ 36.9	275,967	△ 20.8	275,967	—
個人年金保険	—	△ 100.0	—	△ 100.0	—	—	287	—	1,113	—	1,113	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(2)個人保険および個人年金保険の年換算保険料(保険種類別、通貨別)

①保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	2024年度末				2025年度末			
	保有契約年換算保険料				保有契約年換算保険料			
		平準払	一時払	その他		平準払	一時払	その他
合計	164,417	13,093	104,678	46,644	157,856	11,818	108,199	37,839
第一分野(除く個人年金)	98,998	5,158	93,408	432	108,248	4,989	102,775	483
終身保険(定額)	29,363	2,194	26,823	344	29,294	2,116	26,821	355
利率変動型終身保険	66,549	—	66,549	—	75,924	—	75,924	—
養老保険(定額)	158	146	10	1	153	144	6	1
定期保険	2,334	2,279	23	31	2,313	2,259	22	31
こども保険・学資保険	583	529	—	54	556	460	—	95
変額保険	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の個人保険	8	8	—	—	8	8	—	—
第三分野	2,067	1,935	1	130	2,090	1,953	1	135
医療保険	1,006	990	—	15	1,034	1,015	—	19
介護保険	116	116	—	0	121	121	—	0
就業不能保険	—	—	—	—	—	—	—	—
がん保険	161	160	—	0	167	166	—	0
その他の個人保険	783	667	1	113	766	650	1	114
うち保険期間が終身のもの	1,214	1,195	0	18	1,265	1,241	0	23
個人年金	63,351	5,999	11,268	46,082	47,517	4,875	5,421	37,220
個人年金(定額)	63,350	5,999	11,268	46,082	47,517	4,875	5,421	37,220
うちトンチン年金	—	—	—	—	—	—	—	—
個人年金(変額)	—	—	—	—	—	—	—	—
利率変動型個人年金	0	—	—	0	0	—	—	0

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約(現時点で年金開始している保有契約は除く。)の年換算保険料を計上し、「平準払」には現時点において、保険料を払込中の契約の年換算保険料を計上しています。「その他」には上記以外の契約(払済契約、延長契約、年金開始後契約、保険料払込を免除された契約等)の年換算保険料を計上しています。
4. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によるものです。

②新契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	2024年度			2025年度		
	新契約年換算保険料			新契約年換算保険料		
		平準払	一時払		平準払	一時払
合計	19,481	357	19,123	14,354	368	13,986
第一分野(除く個人年金)	19,306	182	19,123	14,104	206	13,897
終身保険(定額)	2,576	24	2,552	1,969	23	1,946
利率変動型終身保険	16,571	—	16,571	11,951	—	11,951
養老保険(定額)	4	4	—	10	10	—
定期保険	149	149	—	169	169	—
こども保険・学資保険	4	4	—	4	4	—
変額保険	—	—	—	—	—	—
その他の個人保険	—	—	—	—	—	—
第三分野	175	175	—	155	155	—
医療保険	97	97	—	85	85	—
介護保険	14	14	—	13	13	—
就業不能保険	—	—	—	—	—	—
がん保険	16	16	—	17	17	—
その他の個人保険	46	46	—	39	39	—
うち保険期間が終身のもの	140	140	—	121	121	—
個人年金	—	—	—	94	5	88
個人年金(定額)	—	—	—	94	5	88
うちトンチン年金	—	—	—	—	—	—
個人年金(変額)	—	—	—	—	—	—
利率変動型個人年金	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約の年換算保険料を計上し、「平準払」には、左記以外の契約の年換算保険料を計上しています。
4. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によるものです。

(3) 契約者配当の状況

①個人保険・個人年金保険

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険・個人年金保険には、無配当保険、5年ごと利差配当付保険および3年ごと利差配当付保険の3種類があります。このうち、契約者配当の対象となる保険種類は以下のとおりです。

- 5年ごと利差配当付終身保険
- 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- 5年ごと利差配当付養老保険
- 5年ごと利差配当付こども保険
- 5年ごと利差配当付個人年金保険
- 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

契約者配当は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごと、または3年ごとにお支払いいたします。

そのために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が予定した運用益を超えた場合は、当社の定める利差益配当率にもとづく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が予定した運用益を下回った場合は、それまでに積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当準備金は、配当金としてお支払いを約束するものではなく、今後の運用実績等によって変動します。

なお、利差益配当率は以下のとおりです。

対象となる保険契約		利差益配当率	
		2024年度	2025年度
5年ごと利差配当付保険	年払 半年払 月払	1.20% - 予定利率	1.25% - 予定利率
	一時払	1.55% - 予定利率 ただし予定利率が1.55% より小さい場合はゼロ	1.60% - 予定利率 ただし予定利率が1.60% より小さい場合はゼロ
3年ごと利差配当付保険	年払 半年払 月払	契約日が2014年4月1日以前 ゼロ 契約日が2014年4月2日以降 1.20% - 予定利率	契約日が2014年4月1日以前 ゼロ 契約日が2014年4月2日以降 1.25% - 予定利率
	一時払	ゼロ	ゼロ

ハ. 2025年度決算にもとづく契約者配当金例示

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2016年10月1日	1.25%	10年	27,805円	0円
2011年10月1日	1.65%	15年	24,731円	0円
2006年10月1日	1.65%	20年	25,149円	0円
2001年10月1日	1.65%	25年	25,149円	0円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、30年満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2021年10月1日	0.25%	5年	37,804円	4,176円
2016年10月1日	1.25%	10年	33,188円	0円
2011年10月1日	1.65%	15年	31,378円	0円
2006年10月1日	1.65%	20年	31,436円	0円
2001年10月1日	1.65%	25年	31,436円	0円

〈例3〉 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の場合

50歳加入、60歳年金開始、年金支払期間5年、一時払、保険料100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2014年10月1日	0.80%	12年	1,000,000円	0円

(注) 1. 経過年数とは2026年4月1日から2027年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

2. 上記配当金は、責任準備金に各年度の利差益配当率を乗じた金額の合計となります。

②団体保険

団体定期保険等の団体保険については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いいたします。

2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：％)

区分	2024年度	2025年度
個人保険	18.5	9.2
個人年金保険	△ 32.2	△ 25.0
団体保険	△ 8.8	△ 5.2

(注) 個人保険、個人年金保険については、保有契約年換算保険料に基づく増加率を記載しています。

(2) 解約失効率(対年度始)

(単位：％)

区分	2024年度	2025年度
個人保険	3.5	4.0
個人年金保険	2.1	2.6
団体保険	3.1	3.2

(注) 解約失効率は、増額、減額および復活により、解約失効高を修正して算出しています。

(3) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件数率		金額率	
2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
8.71	8.73	9.48	9.21

(注) 死亡率は、 $\text{死亡率} = \{(\text{年始保有} + \text{年末保有} + \text{死亡}) / 2\}$ で算出しています。

(4) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2024年度	2025年度
2	2

(5) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2024年度	2025年度
100.0%	100.0%

(6) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付会社による格付にもとづく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2024年度	2025年度
A以上	100.0%	100.0%

(注) 格付はMoody's社によるものにもとづいています。なお、Moody's社で格付を有していない場合は、Fitch社もしくはJCR社の格付にもとづいています。

(7) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2024年度	2025年度
0	0

**(8) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、
発生保険金額の経過保険料に対する割合**

(単位：％)

	2024年度	2025年度
第三分野発生率	35.4	39.1
医療(疾病)	40.7	40.8
がん	29.0	43.0
介護	19.4	20.2
その他	26.3	37.8

- (注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しています。
- ①医療(疾病)：医療保険、疾病入院特約等
 - ②がん：がん入院特約、がん診断給付金特約等
 - ③介護：介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約
 - ④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約および特約
2. 発生率は以下の算式により算出しています。
- $$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払いに係る事業費等} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$
3. 注2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。
4. 注2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区分		2024年度末	2025年度末
保険金	死亡保険金	2,480	2,513
	災害保険金	0	0
	高度障害保険金	24	11
	満期保険金	10	9
	その他	2	2
	小計	2,517	2,537
年金		1,755	1,578
給付金		551	348
解約返戻金		368	937
保険金据置支払金		5	8
その他共計		5,210	5,432

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分		2024年度末	2025年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	1,459,388	1,584,457
	個人年金保険	382,432	297,387
	団体保険	36	29
	その他	—	—
	小計	1,841,858	1,881,875
危険準備金		3,269	5,187
合計		1,845,128	1,887,063

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	2024年度末	2025年度末
保険料積立金	1,839,904	1,880,047
未経過保険料	1,953	1,828
危険準備金	3,269	5,187
合計	1,845,128	1,887,063

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別、通貨別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区分		2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.1%	100.1%

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別、通貨別)

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	31,013	2.00～3.10
2001年度～2005年度	25,956	1.15～1.50
2006年度～2010年度	154,359	1.15～1.50
2011年度	116,775	0.90～1.50
2012年度	81,959	0.90～1.50
2013年度	70,896	0.65～1.00
2014年度	101,119	0.80～1.00
2015年度	116,594	0.50～1.00
2016年度	61,923	0.25～1.00
2017年度	4,963	0.25
2018年度	21,558	0.25～0.50
2019年度	55,908	0.00～0.40
2020年度	65,858	0.25～0.40
2021年度	109,425	0.25～0.50
2022年度	197,646	0.25～0.90
2023年度	233,739	0.25～1.20
2024年度	254,155	0.25～1.70
2025年度	177,990	0.25～2.40

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 本表に記載の数値は全て本邦通貨によるものです。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合計
2024年度	前年度末現在	70	41	179	290
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	4	184	193
	当年度繰入額	3	5	185	194
	当年度末現在	69	42	180	291
		(63)	(35)	(—)	(98)
2025年度	前年度末現在	69	42	180	291
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	4	154	163
	当年度繰入額	5	8	148	162
	当年度末現在	69	45	174	290
		(59)	(33)	(—)	(93)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区分		当期首残高	当期末残高	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	0
	個別貸倒引当金	0	0	△ 0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		9	12	2
価格変動準備金		17,114	19,029	1,915

(注) 計上の理由及び算定方法については、注記事項(貸借対照表関係)に記載しているため省略しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
個人保険	277,055	198,124
(うち一時払)	(266,843)	(188,152)
個人年金保険	7,315	6,979
(うち一時払)	(—)	(961)
団体保険	526	508
その他共計	284,897	205,612

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2025年度 合計	2024年度 合計
死亡保険金	17,975	—	235	18,210	16,086
災害保険金	16	—	—	16	5
高度障害保険金	138	—	25	164	154
満期保険金	176	—	—	176	232
その他	6	—	6	12	13
合計	18,312	—	266	18,579	16,491

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2025年度 合計	2024年度 合計
273	87,616	3	87,893	106,240

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2025年度 合計	2024年度 合計
死亡給付金	0	1,832	－	1,833	2,566
入院給付金	313	0	0	314	288
手術給付金	207	0	－	208	213
障害給付金	0	－	0	0	13
生存給付金	228	－	－	228	227
その他	32	－	－	32	26
合計	782	1,833	0	2,616	3,335

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2025年度 合計	2024年度 合計
50,613	4,887	－	55,501	37,891

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率(%)
有形固定資産	709	72	469	240	66.1
建物	179	6	100	79	55.8
リース資産	－	－	－	－	－
その他の有形固定資産	529	66	368	160	69.6
無形固定資産	4,839	917	2,543	2,295	52.6
その他の資産	－	－	－	－	－
合計	5,549	990	3,012	2,536	54.3

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
営業活動費	8,019	6,633
営業管理費	83	100
一般管理費	6,728	7,071
合計	14,831	13,805

(16) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 運用環境

2025年度のわが国経済は、米国の通商政策の影響が自動車産業を中心にみられたものの、雇用・所得環境の改善が続くもとで、個人消費や設備投資を中心に持ち直しの動きが続き、企業収益にも改善の動きがみられるなど、全体としては緩やかな回復基調となりました。

国内株式市場では、日経平均株価は35,900円台で取引を開始しました。4月には、トランプ米政権による大規模な関税政策の発表を受け、世界的な景気後退懸念が強まり、一時30,700円台まで急落しました。その後、米国の関税政策に対する不透明感が徐々に後退するなかで上昇に転じ、7月の日米関税協議の合意以降は、米国の利下げ期待の高まりやAI関連銘柄への資金流入などを背景に相場が押し上げられました。11月には52,600円台まで上昇しましたが、12月の日銀による利上げ実施の前後では下落する場面もみられました。年明け以降は、自民党の歴史的な大勝となった衆議院選挙の結果を受けて、財政出動や成長戦略への期待感から株価は一時59,300円台をつけました。しかし、3月には中東情勢の緊迫化と原油価格の急騰を受けて大幅に下落し、年度末は51,000円台で取引を終えました。

長期金利(10年国債利回り)は1.505%で取引を開始しました。4月にトランプ米政権が大規模な関税政策を発表すると、リスク回避姿勢が強まり、一時1.105%まで急低下しました。その後、米国と各国との関税協議が進展し、世界的な景気後退懸念が和らぐなかで長期金利は上昇基調に転じ、9月には1.665%まで上昇しました。10月の新政権発足以降は、積極財政への警戒感や日銀の利上げ観測を背景に金利上昇が続き、12月の日銀による利上げ実施後の1月には一時2.380%まで上昇しました。その後、金利はいったん低下しましたが、3月の

中東情勢の混乱によるインフレ懸念の高まりから再び上昇し、年度末は2.345%で取引を終えました。

ドル円相場は149円台で取引を開始しました。4月には、トランプ米政権による大規模な関税政策の発表から米国資産売りが材料視され、一時139円台まで下落しました。その後、米国と各国との関税協議が進展するにつれてドル円は持ち直し、7月には150円台まで上昇しました。以降は、国内外の金融政策や政治・地政学リスクの影響を受けながらもドル高基調が続き、1月には159円台をつけました。その後はドル売り介入への警戒感から152円台まで下落しましたが、3月の中東情勢の悪化を背景に再びドル高が進行し、一時160円台まで上昇し、年度末は158円台で取引を終えました。

② 運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、円貨建公社債への投資を軸とした運用方針としています。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性確保を図ります。

③ 運用実績の概況

2025年度末の一般勘定資産(総資産)は、前年度末から419億円増加し、1兆9,885億円となりました。主な内訳は公社債の1兆8,718億円で、総資産構成比94.1%であります。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が285億円、収益全体では291億円となりました。一方、資産運用費用は54億円となり、資産運用収支は236億円となりました。

含み損益(時価と帳簿価額との差損益)は、△2,581億円(主な内訳は公社債の△2,680億円、その他の証券の99億円)となりました。

④ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	45,102	2.3	56,960	2.9
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,881,435	96.7	1,909,348	96.0
公社債	1,855,592	95.3	1,871,859	94.1
株 式	78	0.0	—	—
外国証券	1,958	0.1	1,928	0.1
公社債	1,958	0.1	1,928	0.1
株式等	—	—	—	—
その他の証券	23,805	1.2	35,560	1.8
貸付金	3,266	0.2	3,193	0.2
保険約款貸付	3,266	0.2	3,193	0.2
一般貸付	—	—	—	—
不動産	85	0.0	79	0.0
繰延税金資産	7,642	0.4	9,747	0.5
その他	9,002	0.5	9,204	0.5
貸倒引当金	△ 0	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
合計	1,946,534	100.0	1,988,533	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

(注)不動産については有形固定資産のうち建物の金額を計上しております。

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	△ 36,701	11,857
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	150,074	27,913
公社債	142,735	16,266
株式	△ 135	△ 78
外国証券	1,958	△ 30
公社債	1,958	△ 30
株式等	—	—
その他の証券	5,515	11,755
貸付金	△ 91	△ 73
保険約款貸付	△ 91	△ 73
一般貸付	—	—
不動産	8	△ 6
繰延税金資産	4,286	2,105
その他	497	201
貸倒引当金	△ 0	0
合計	118,074	41,998
うち外貨建資産	—	—

(注)不動産については有形固定資産のうち建物の金額を計上しております。

(2)運用利回り

(単位：％)

区分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	0.01	0.00
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	1.20	1.22
うち公社債	1.17	1.17
うち株式	580.59	268.29
うち外国証券	0.97	1.03
貸付金	2.90	2.90
うち一般貸付	－	－
不動産	－	－
一般勘定計	1.15	1.19

(3)主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	59,634	42,741
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	1,814,471	1,930,463
うち公社債	1,796,027	1,905,556
うち株式	37	29
うち外国証券	1,043	2,000
貸付金	3,288	3,210
うち一般貸付	－	－
不動産	81	85
一般勘定計	1,891,393	1,993,251
うち海外投融資	1,043	2,000

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
利息及び配当金等収入	24,725	28,527
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	213	587
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	—
合計	24,939	29,114

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
支払利息	17	24
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	2,933	5,413
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	0	0
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	148	12
合計	3,099	5,450

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
預貯金利息	4	0
有価証券利息・配当金	24,625	28,434
うち公社債利息	23,927	27,208
うち株式配当金	2	1
うち外国証券利息配当金	10	20
貸付金利息	95	93
不動産賃貸料	—	—
その他共計	24,725	28,527

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
国債等債券	—	509
株式等	213	77
外国証券	—	—
その他共計	213	587

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
国債等債券	2,933	5,413
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	2,933	5,413

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
国債等債券	—	—
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券の残存期間別残高およびその合計額

(単位：百万円)

区分	2024年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有価証券	60,970	108,274	241,652	282,915	229,870	957,752	1,881,435
国債	7,806	10,387	111,727	179,116	70,379	677,523	1,056,940
地方債	10,999	18,298	27,718	31,991	22,801	104,570	216,379
社債	42,164	79,588	100,248	71,808	136,689	151,774	582,273
株式						78	78
外国証券	—	—	1,958	—	—	—	1,958
公社債	—	—	1,958	—	—	—	1,958
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	23,805	23,805
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区分	2025年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有価証券	34,144	91,360	392,690	155,967	267,111	968,074	1,909,348
国債	4,097	23,156	232,725	46,161	95,483	705,574	1,107,199
地方債	3,803	13,190	28,669	24,395	24,432	91,269	185,760
社債	26,243	55,013	129,367	85,409	147,194	135,670	578,899
株式						—	—
外国証券	—	—	1,928	—	—	—	1,928
公社債	—	—	1,928	—	—	—	1,928
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	35,560	35,560
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

(13) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区分		2024年度末		2025年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—
建設業		—	—	—	—
製造業	食料品	38	48.6	—	—
	繊維製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	—	—	—	—
	医薬品	—	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	40	51.4	—	—
	輸送用機器	—	—	—	—
	精密機器	—	—	—	—
	その他製品	—	—	—	—
電気・ガス業		—	—	—	—
運輸・情報・通信業	陸運業	—	—	—	—
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情報・通信業	—	—	—	—
商業	卸売業	—	—	—	—
	小売業	—	—	—	—
金融・保険業	銀行業	—	—	—	—
	証券・商品先物取引業	—	—	—	—
	保険業	—	—	—	—
	その他金融業	—	—	—	—
不動産業		—	—	—	—
サービス業		—	—	—	—
合計		78	100.0	—	—

(14) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度末	2025年度末
保険約款貸付	3,266	3,193
契約者貸付	2,780	2,716
保険料振替貸付	485	476
一般貸付	－	－
(うち非居住者貸付)	(ー)	(ー)
企業貸付	－	－
(うち国内企業向け)	(ー)	(ー)
国・国際機関・政府関係機関貸付	－	－
公共団体・公企業貸付	－	－
住宅ローン	－	－
消費者ローン	－	－
その他	－	－
合計	3,266	3,193

(15) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(16) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(17) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(18) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(19)有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
2024年度	土地	—	—	—	—	—	—
	建物	77	14	0	6	85	52.4
	リース資産	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	74	143	0	45	171	68.0
	合計	151	157	0	51	256	64.0
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—
2025年度	土地	—	—	—	—	—	—
	建物	85	—	—	6	79	55.8
	リース資産	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	171	55	0	66	160	69.6
	合計	256	55	0	72	240	66.1
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

②不動産残高

(単位：百万円)

区分	2024年度末	2025年度末
不動産残高	85	79
営業用	85	79
賃貸用	—	—

(20)固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
有形固定資産	—	—
土地	—	—
建物	—	—
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合計	—	—
うち賃貸等不動産	—	—

(21)固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
有形固定資産	0	0
土地	—	—
建物	0	—
リース資産	—	—
その他	0	0
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合計	0	0
うち賃貸等不動産	—	—

(22) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(23) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	1,958	100.0	1,928	100.0
円貨建資産計	1,958	100.0	1,928	100.0

二. 合計

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	1,958	100.0	1,928	100.0

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	2024年度末							
	外国証券						非居住者 貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	－	－	－	－	－	－	－	－
ヨーロッパ	977	49.9	977	49.9	－	－	－	－
オセアニア	981	50.1	981	50.1	－	－	－	－
アジア	－	－	－	－	－	－	－	－
中南米	－	－	－	－	－	－	－	－
中東	－	－	－	－	－	－	－	－
アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
国際機関	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,958	100.0	1,958	100.0	－	－	－	－

(単位：百万円、%)

区分	2025年度末							
	外国証券						非居住者 貸付	
	公社債		株式等					
金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
北米	－	－	－	－	－	－	－	－
ヨーロッパ	962	49.9	962	49.9	－	－	－	－
オセアニア	965	50.1	965	50.1	－	－	－	－
アジア	－	－	－	－	－	－	－	－
中南米	－	－	－	－	－	－	－	－
中東	－	－	－	－	－	－	－	－
アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－
国際機関	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,928	100.0	1,928	100.0	－	－	－	－

③外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

(24) 海外投融資利回り

(単位：％)

2024年度	2025年度
0.97	1.03

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記V-7のとおりです。

Ⅶ 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅷ 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しています。

I 保険会社の概況及び組織	IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	VI 業務の状況を示す指標等
1 沿革……………2、21	……………47	1 主要な業務の状況を示す指標等……………62
2 経営の組織……………22	V 財産の状況	2 保険契約に関する指標等……………66
3 店舗網一覧……………22	1 貸借対照表……………48	3 経理に関する指標等……………68
4 資本金の推移……………21	2 損益計算書……………49	4 資産運用に関する指標等……………72
5 株式の総数……………21	3 キャッシュ・フロー計算書……………50	5 有価証券等の時価情報(一般勘定) ……………82
6 株式の状況……………21	4 株主資本等変動計算書……………51	VII 保険会社の運営
7 主要株主の状況……………22	5 保険業法に基づく債権の状況……………56	1 リスク管理の体制……………25
8 取締役及び監査役……………23	6 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 ……………該当ありません	2 法令遵守の体制……………28
9 会計参与の氏名又は名称 ……………該当ありません	7 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) ※追って公表予定の「フコクしんらいレポート2026追補版」にて開示します。	3 法第二百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性……………29
10 会計監査人の氏名又は名称……………24	8 有価証券等の時価情報(会社計)……………57	4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………39
11 従業員の在籍・採用状況……………24	9 経常利益等の明細(基礎利益)……………60	5 個人データ保護について……………30
12 平均給与(内勤職員)……………24	10 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨……………61	6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針……………34
13 平均給与(営業職員) ……………該当ありません	11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ……………該当ありません	VIII 特別勘定に関する指標等 ……………該当ありません
II 保険会社の主要な業務の内容	12 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨……………61	IX 保険会社及びその子会社等の状況 ……………該当ありません
1 主要な業務の内容……………21	13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続すると の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 ……………該当ありません	
2 経営方針……………3		
III 直近事業年度における事業の概況		
1 直近事業年度における事業の概況 ……………35		
2 契約者懇談会開催の概況……………38		
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例 ……………38		
4 契約者に対する情報提供の実態 ……………39		
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法……………41		
6 営業職員・代理店教育・研修の概略 ……………42		
7 新規開発商品の状況……………43		
8 保険商品一覧……………44		
9 情報システムに関する状況……………46		
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 ……………14		



フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100(代表)

URL <https://www.fukokushinrai.co.jp>

